



共済のあゆみ

237

平成30年4月

宮城県市町村職員共済組合



表紙写真ご紹介

第13回 B級グルメグランプリin道の駅おおさと

日時：平成30年5月13日（日） 10：00～14：00

会場：道の駅おおさと（住所：大郷町中村字北浦51-6）

無料

道の駅おおさとを舞台に開催される一大イベント。大郷町内外の飲食店が集い、自慢の味を振舞います。地場産品を使った個性あふれるB級グルメが勢揃いし、毎年多くの方にお越しいただきます。当日は来場者による投票でグランプリメニューが決定いたします。みなさまのお越しを、ぜひお待ちしております。

CONTENTS	平成30年度事業計画及び予算の概要	P2	女性のためのヘルスアップセミナーを開催	P23
	新規採用職員のみなさんへ	P6	データヘルス計画の策定について	P24
	短期給付事業について 短期給付一覧表	P7	特定健診について	P26
	医療費通知のお知らせ	P10	「らくらく禁煙コンテスト」	P28
	育児休業手当金の制度改正について	P11	わくわくサマープラン	P29
	組合員・被扶養者の異動時の手続きについて	P12	医療機関・物資指定店・施設情報	P30
	国民年金の手続きについて	P12	組合会議員の補欠選挙結果報告	P31
	社会保険に加入したら取消申告を	P13	人事異動のお知らせ	P31
	福祉事業のお知らせ	P14	「平日宿泊利用券」	P31
	健康管理者対象研修開催	P22		

ご家族の皆さんと一緒にご覧ください

URL <http://www.kyosai-miyagi.or.jp>

平成30年度

事業計画及び 予算の概要

平成30年度 財源率

(単位：千分率)

組合員種別	掛金 (保険料)	負担金		計	
		(折半分)	公的負担金 (※3)		
厚生年金保険経理(※1)	H30・4月～8月	89.93	89.93	39.0	218.86
	H30・9月～3月	91.5	91.5	39.0	222.00
退職等年金経理	7.5	7.5			15.0
経過的長期経理			0.1035 (※4)		0.1035
短期	一般組合員	46.2	46.2	0.25	92.65
	消防組合員	43.83	48.57	0.25	92.65
	長期組合員	1.72	1.72	0.05	3.49
	任意継続組合員	92.4			92.4
介護(※2)	一般組合員	7.14	7.14		14.28
	任意継続組合員	14.28			14.28
福祉	1.6	1.6			3.2

- ※1 厚生年金保険の保険料は、70歳以上の組合員からは徴収しません。
- ※2 介護保険の掛金は、40歳以上65歳未満の組合員から徴収します。
- ※3 公的負担金とは、厚生年金が基礎年金拠出金、短期が特別財政調整負担金、育児・介護休業手当金の負担金です。
- ※4 経過的長期経理は負担金のみで掛金はありません。

総括事項 (平成30年度末推計)

事業計画と予算編成の基礎となる組合員数は、平成30年度末の組合員数(任意継続組合員を除く)で、前年度よりも247人多い18,925人と推計しました。

● 所属所数

市	町	村	一部事務組合等	計
13	20	1	17	51

組合員数……………18,925人
任意継続組合員数……………272人
被扶養者数……………15,816人

● 1人当り平均標準報酬月額

(一般組合員)
長期……………353,229円
短期……………369,855円

去る2月23日開催された第1771回組合会において、「平成30年度事業計画及び予算」が議決されました。
なお、この予算審議に先立ち、平成29年度事業計画及び予算の変更、組合定款の一部変更等について審議され、いずれも原案どおり議決・承認されました。

議決・承認事項

- 組合定款の一部変更に係る専決処分の承認について
- 組合厚生資金貸付規程の一部改正に係る専決処分の承認について
- 東日本大震災に伴う組合特例貸付規程の一部改正に係る専決処分の承認について
- 監査結果の報告について
- 平成29年度事業計画及び予算の変更について
- 組合定款の一部変更について
- 短期・介護保険財源率の変更

- 全国健康保険協会が定める災害福祉保険料率の変更に伴う船員一般組合員の財源率の変更
 - 育児・介護休業手当金の公的負担率の変更に伴う長期組合員の財源率の変更
 - 短期経理から業務経理に繰り入れる事務費の限度額の変更
 - 組合物資供給規程の一部改正について
 - 平成30年度事業計画及び予算について
- なお、本号では平成30年度の各事業(経理)別の概要をお知らせします。

短期経理

短期給付の財源率は4・4%引き下げ、介護保険の財源率は1・64%引き上げ

この経理は、組合員とその家族（被扶養者）の病気やケガに対する医療給付などを行う事業の経理です。短期給付事業は、組合員の皆様から納めていただく掛金と地方公共団体が納める負担金が主な財源です。

今後の短期経理の運営は、平成29年度末決算見込みにおける短期積立金を、24億7,200万円と推計し、欠損金補てん積立金と合わせた利益剰余金は29億4,478万円と見込んでおり、組合員の負担軽減のため、短期積立金を有効に活用することとし、平成30年度の短期財源率は平成29年度より4・4%引き下げ、92・4%で運営することが組合会で議決されました。

なお、高齢者医療制度に対する平成30年度の支援金等は総額で約48億1,332万円と推計され、これを賄うために必要となる財源率（特定保険料率）は44・119%となり、前年度の44・991%を下回る見込みとなりました。

本年度における短期経理の収支推計は、財源率を引き下げることにより、掛金・負担金収入が減少することから、当期損失金が生じるものと推計していますが、短期積立金を取り崩して補てんします。それでも

平成30年度末の短期積立金の残高は安定した運営が図られる約23億4,784万円と推計されます。

なお、本年度の介護納付金（*）は、国の方針による算定方法の見直しにより、平成29年度より5,800万円以上増加し10億3,569万円と推計しており、介護財源率を据え置いた場合、更なる損失金が生じるものと推計されるため、財源率は平成29年度より1・64%引き上げ14・28%に対応します。

今後、超高齢化社会における高齢者医療制度への拠出金、介護報酬等に要する納付金は、さらに増加する見込みですが、安定した医療保険制度を維持していくために疾

病予防事業を含む医療費増高対策の充実に努めてまいりますので、皆様におかれましても、健康の維持管理等にご協力くださるようお願い申し上げます。

* 介護納付金とは…介護保険制度において、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という）が各医療保険者から徴収する納付金です。

共済組合は、40歳以上65歳未満の組合員の介護掛金と勤務先の市町村等からの負担金とあわせて「介護納付金」として支払基金に支払っています。この「介護納付金」は、支払基金を通じて、各市町村等に交付され、介護保険

●短期経理（介護保険を含む）

(単位：千円)

支出	保健給付	4,745,055 (29年度比	112,690)
	休業給付	481,141 (//	△4,592)
	附加給付	32,348 (//	△2,646)
	退職者給付拠出金	46,365 (//	△82,585)
	前期高齢者納付金	2,488,245 (//	△33,672)
	後期高齢者支援金	2,278,706 (//	48,576)
	介護納付金	1,035,695 (//	58,325)
	その他	1,479,645 (//	△52,992)
	計	12,587,200 (//	43,134)
収入	掛金・負担金	11,146,099 (29年度比	△308,528)
	その他	1,326,641 (//	△18,881)
	計	12,472,740 (//	△327,409)
差引本年度損金		114,460	

●厚生年金保険経理

(単位：千円)

支出	負担金払込金	14,993,527 (29年度比	207,223)
	組合員保険料払込金	9,462,058 (//	227,648)
	計	24,455,585 (//	434,871)
収入	負担金	14,993,527 (29年度比	207,223)
	組合員保険料	9,462,058 (//	227,648)
	計	24,455,585 (//	434,871)

●退職等年金経理

(単位：千円)

支出	負担金払込金	782,677 (29年度比	4,918)
	掛金払込金	782,677 (//	4,927)
	計	1,565,354 (//	9,845)
収入	負担金	782,677 (29年度比	4,918)
	掛金	782,677 (//	4,927)
	計	1,565,354 (//	9,845)

●経過的長期経理

(単位：千円)

支出	負担金払込金	166,588 (29年度比	86,527)
収入	負担金	166,588 (29年度比	86,527)

のサービス費用等に充てられています。

厚生年金保険経理、退職等年金経理、経過的長期経理

長期給付（年金）事業の厚生年金保険経理、退職等年金経理及び経過的長期経理は、何れも組合員の保険料（掛金）と地方公共団体負担金を徴収し、全国市町村職員共済組合連合会に納付を行う経理です。

この事業は、同連合会と市町村職員共済組合が共同で行っております。

退職等年金預託金管理経理、 経過的長期預託金管理経理

経過的長期預託金管理経理と平成30年に新設された退職等年金預託金管理経理は、全国市町村職員共済組合連合会から預託される年金積立金の資金を管理・運用するための経理です。

運用は、退職等年金預託金管理経理では貸付経理への事業資金の貸付、経過的長期預託金管理経理では貸付経理への事業資金の貸付と地方公共団体が発行する地方債（縁故債）の引受けを行っております。

業務経理

この経理は、短期給付（医療）や長期給付（年金）の事業を行うための人件費や事務費等を賄う経理です。財源は地方公共団体の負担金（組合員1人当り12,220円）と、短期経理からの繰入金（組合員1人当り限度額2,425円）及び長期経理にかかる市町村連合会からの交付金（組合員1人当り5,479円）となっております。

保健経理

「利用率アップに伴う特定期間宿泊施設利用助成事業の拡大」と「被扶養者の受診率向上を図るため特定健診受診時の自己負担を無料化」

この経理は、短期給付事業の補完的事業として人間ドック、メンタルヘルス対策などの疾病予防事業や各種セミナー・講座などの健康増進事業、また宿泊施設の利用助成などの事業を行う経理です。

財源は、組合員の皆様から納めていただく掛金と地方公共団体が納める負担金によ

り賄っており、平成30年度までは財源率を3・2%に引き下げ、積立金を活用しながら運営しております。

平成30年度の事業ですが、新たに作成した第2期データヘルス計画（特定健診・保健指導における第3期実施計画を含む。）に基づき本組合と所属所が協働して保健事業を推進し、組合員及び被扶養者の健康の保持・増進に向けた事業を実施することとしております。

なお、詳しい事業内容は、P14からの「保健事業」をご覧ください。

貯金経理

平成30年度も支払利率を年利1・0%で維持「安全・安心」を第一に

この経理は、組合員の皆様からお預かりした資金を運用し、有利な利率で還元することを目的に行う経理です。平成30年度の利率は、1・0%を何とか維持することができ、年度末の利用者数は10,286人、貯金総額を約454億円と見込んでおります。

市場金利の低迷により、現在の運用環境は大変厳しい状況にありますが、経済・金

●退職等年金預託金管理経理（新設）

（単位：千円）

支出	支 払 利 息	4,703
収入	利 息 及 び 配 当 金	4,703

●経過的長期預託金管理経理

（単位：千円）

支出	支 払 利 息	19,373 (29年度比 △ 34,253)
収入	利 息 及 び 配 当 金	19,373 (" △ 34,253)

●業務経理

（単位：千円）

支出	職 員 給 与	159,395 (29年度比 8,435)
	連 合 会 分 担 金	37,549 (" 1,349)
	事 務 費 負 担 金 払 込 金	102,818 (" 6,658)
	そ の 他	77,410 (" 3,624)
	計	377,172 (" 20,066)
収入	負 担 金	231,385 (29年度比 15,308)
	連 合 会 交 付 金	103,355 (" △ 1,792)
	短 期 経 理 より 繰 入	43,049 (" 7,073)
	そ の 他	60 (" △ 377)
	計	377,849 (" 20,212)
差引本年度益金		677

●保健経理

（単位：千円）

支出	厚 生 費	230,017 (29年度比 7,859)
	特 定 健 診 等 費	23,325 (" 3,422)
	普 及 費	16,486 (" 2,241)
	そ の 他	174,134 (" 30,017)
	計	443,962 (" 43,539)
収入	掛 金 ・ 負 担 金	350,253 (29年度比 1,970)
	保 険 手 数 料	12,284 (" △ 90)
	そ の 他	119 (" △ 99)
	計	362,656 (" 1,781)
差引本年度損金		81,306

融情勢等に細心の注意を払いながら、資金運用検討委員会において安全かつ効率的な資金運用の研究を行い、皆様からお預かりした大切な資金の慎重な運用に努めてまいります。

なお、詳しい内容については、P21の「貯金事業」をご覧ください。

貸付経理

貸付規程の一部が改正され、平成30年1月から貸付利率が大幅に引き下げられました。

この経理は、組合員の皆様が、住宅建築資金やご家族等の入学、修学、結婚などで必要となる資金を年金の積立金を活用して貸付するための経理です。

貸付金残高については、引き続き減少傾向となっており、平成30年度末における見込みは前年度比476,075千円減の2,611,652千円と推計しております。

なお、詳しい内容は、P17からの「貸付事業」をご覧ください。

物資経理

平成30年4月から自動車物資の立替手数料率を2・0%に引き下げ

この経理は、組合員の皆様が、本組合が指定する販売店を利用して自動車や貴金属、寝具等を購入したとき、その購入代金を共済組合が立替払いし、利用された組合員の皆様から毎月及び賞与月に共済組合へ返済していただく経理です。

平成30年度の物資事業については、組合員の負担軽減を考慮し、自動車物資の立替手数料率を引き下げることにしました。これにより、新規利用で250,865千

円、年度末立替金残高を709,384千円と推計しております。

なお、立替金限度額等、詳しい事業内容につきましては、P20からの「物資事業」を、利用可能な指定店につきましては、別冊の「ご案内」をご覧ください。

宿泊経理

この経理は、組合員の皆様の保養施設「パレス松洲」の経営を行う経理です。

平成29年度は、施設利用者（宿泊利用者約5%、日帰り利用者約13%）、施設収入（約5%）とも増加しており、平成30年度

についても増加すると推計しております。

支出については、地盤沈下に伴う補修工事のため、修繕・減価償却費で前年度より約22,000千円増加し、この補修工事費用については、保健経理の改良積立金を取り崩して充当することとしております。

今後とも皆様が快適にお過ごしいただける施設を目指し、アンケート等のお客様の声に耳を傾け、「おもてなし」を追求し、組合員の皆様にご満足していただける施設にして参ります。

皆様のお越しを心よりお待ちしておりますとともに、多くの方をご紹介いただきませうようお願いいたします。

●貯金経理

(単位：千円)

支出	支 払 利 息	455,387 (29年度比 10,635)
	そ の 他	16,260 (// △ 25,579)
	計	471,647 (// △ 14,944)
収入	利 息 及 び 配 当 金	500,704 (29年度比 △ 29,805)
	そ の 他	900 (// △ 52,034)
	計	501,604 (// △ 81,839)
差引本年度益金		29,957

●貸付経理

(単位：千円)

支出	支 払 利 息	22,150 (29年度比 △ 28,755)
	連 合 会 払 込 金	3,005 (// △ 765)
	そ の 他	17,221 (// △ 40)
	計	42,376 (// △ 29,560)
収入	組 合 員 貸 付 金 利 息	32,272 (29年度比 △ 39,244)
	そ の 他	308 (// △ 112)
	計	32,580 (// △ 39,356)
差引本年度損金		9,796

●物資経理

(単位：千円)

支出	支 払 利 息	5,437 (29年度比 △ 2,820)
	保 険 料	573 (// △ 1,794)
	そ の 他	6,815 (// △ 678)
	計	12,825 (// △ 5,292)
収入	受 託 商 品 手 数 料	15,083 (29年度比 △ 3,967)
	そ の 他	1 (// 0)
	計	15,084 (// △ 3,967)
差引本年度益金		2,259

●宿泊経理

(単位：千円)

支出	修 繕 ・ 減 価 償 却	59,539 (29年度比 22,096)
	飲 食 材 料 費	54,512 (// 712)
	そ の 他	272,544 (// 4,845)
	計	386,595 (// 27,653)
収入	施 設 収 入	266,594 (29年度比 9,581)
	そ の 他	122,287 (// 19,930)
	計	388,881 (// 29,511)
差引本年度益金		2,286

新規採用職員の方へ

共済組合は、みなさまの生活の安定と充実をサポートします

共済組合では、組合員とご家族のみなさんの生活の安定と福祉の向上を図るため、短期給付事業（医療保険）、長期給付事業（年金）、福祉事業を行っています。

新しく市町村等の職員となられたみなさんは共済組合の組合員となり、さまざまな事業を受けられます。

なお、共済組合で行う事業に必要な費用は、組合員が負担する「掛金（保険料）」と市町村等が負担する「負担金」によって賄われ、掛金は毎月の給料および期末手当等から控除され、負担金と併せて共済組合に納められています。

組合員証が交付されます

新しく組合員になると「組合員証」が交付されます。病気や怪我などで診療を受けるときに「保険証」として提示していただくものです。



組合員証は、組合員としての身分を証明するものですので、大切に保管してください。

また、ジェネリック医薬品希望シールをあわせて送付いたしますので、組合員証に貼付し、利用促進にご協力ください。

各種事業を利用できます

共済組合では大きく分けて、短期給付（医療保険）事業、長期給付（年金）事業、福祉（保健、貯金、貸付、物資、宿泊）事業の三つの事業を行っています。みなさんは組合員として、以下のさまざまな給付や助成、セミナーなどを利用することができます。

短期給付事業

- 組合員と被扶養者の病気、ケガ、出産、死亡、休業、災害に対して必要な給付を行っています。詳しい給付内容については7ページからの共済組合の短期給付事業についてをご覧ください。
- 組合員の家族も条件を満たせば被扶養者と認定されます。認定されると組合員と同様に短期給付や福祉事業の一部を受けることができます。資格相談はシステム・資格調定係へお問い合わせください。

長期給付事業

- 組合員の退職・障害または死亡に対する年金や一時金の事務、相談業務を行っています。
※年金の決定・支払いは、全国市町村職員共済組合連合会が一元的に行っております。

福祉事業

- 保健事業…人間ドックや各種検診の費用助成のほか、健康保持・増進のためのセミナーの開催や生活支援図書の交付、保養所の宿泊費用助成、特定健康診査・特定保健指導など、みなさんの健康面をサポートするさまざまな事業を行っています。
- 貯金事業…年利1.0%と市中金利よりも有利な積立貯金です。毎月定額を積立てる「定例積立」のほか、いつでも積立できる「臨時積立」もあります。
- 貸付事業…住宅資金のほか結婚・教育・医療資金などの資金を必要とするときに低利で貸付けを行っています。
- 物資事業…自動車など、日常生活に必要なものを購入するときに、共済組合が立替払いする事業です。利用できる店舗は本号差込みの別冊ご案内をご覧ください。
- 宿泊事業…組合員とご家族の皆様の保養所としてパレス松洲を運営しています。日本三景・松島の沿岸にたたずんでおり、絶景と食べて美味しい旬のお料理が自慢です。宿泊助成で低廉な料金でご利用いただけますので、ぜひお越しください。

1 共済組合の短期給付事業について

◎保険課給付係 TEL 022-263-6411

この事業は、共済組合の組合員（本人）及びその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、休業、災害等に関する給付を共済組合が行う事業です。

共済組合が行う短期給付事業は、民間で働く労働者に適用される健康保険制度に相当するものですが、この事業は、**法定給付**と**附加給付**とに区分されます。

(1) 法定給付

法定給付は、法律でその給付の種目が定められていますが、その種目には、休業手当金、弔慰金、家族弔意金及び災害見舞金等、健康保険制度にはない共済組合独自のものもあります。

また、育児休業手当金及び介護休業手当金は、雇用保険法に基づく給付になったものになります。

区分	給付事由	給付種目	
		組合員の場合	被扶養者の場合
保健給付	病気、負傷	療養の給付 入院時食事療養費 入院時生活療養費 保険外併用療養費 療養費 訪問看護療養費 移送費 高額療養費 高額介護合算療養費	家族療養の給付 家族療養費 家族訪問看護療養費 家族移送費 高額療養費 高額介護合算療養費
		出産費	家族出産費
	死亡	埋葬料	家族埋葬料
休業給付	欠勤等	傷病手当金 出産手当金 休業手当金 育児休業手当金 介護休業手当金	
災害給付	災害	弔慰金 災害見舞金	家族弔慰金

(2) 附加給付

附加給付とは、法定給付に合わせて行う給付で、組合がその財政上の余裕を基礎として任意的に法定給付を補足する意味で行っている給付です。

2 短期給付一覧表

短期給付には、医療機関等からの診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）等に基づいて自動的に給付するものと、組合員が所属する市町村等の共済組合事務担当者の方を通して共済組合に請求していただく給付があります。

給付の種類は次表のとおりですが、医療費の自己負担割合は、所得区分や年齢により異なります。

自動的に給付する 組合員の請求が必要な給付

保健給付・附加給付

組合員

名称	内 容
療養の給付	組合員の公務外の病気または負傷について、療養にかかる医療費の7割を共済組合が負担
入院時食事療養費	入院時の食事代について、組合員が標準負担額を支払い、標準負担額を除いた額を共済組合が負担
入院時生活療養費	標準負担額 (1食あたり)
療養費	一般 ①市町村民税非課税世帯等で入院日数90日以下の者 460円※ ②①の場合で、入院日数が90日を超える者 210円 ③①の場合で所得が一定基準以下の者 160円 ※指定難病、小児慢性特定疾病の者は、260円に据え置き
訪問看護療養費	100円
一部負担金払戻金	長期入院する65歳以上の組合員が生活療養を受けた場合、生活療養標準負担額を除いた額を共済組合が負担
移送費	特定承認保険医療機関等から先進医療を受けた場合、保険診療に要した費用の7割を共済組合が負担
埋葬料	医師が治療上、関節用装具、コルセット等の治療用装具を必要と認めた場合は、その装具の購入費用の7割を支給
埋葬料附加金	在宅の末期ガン患者、難病患者（医師が必要と認めた場合に限る）が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたとき、その療養費用の7割を支給
出産費	保険医療機関等の窓口で支払った医療費（高額療養費を除く）から診療レセプト、調剤レセプトまたは訪問看護療養明細書各1件（ただし、医療保険の処方せんにより薬局で薬剤の支給が行われた場合は診療レセプトと調剤レセプトとを合算して1件とみなす）につき25,000円を控除した額を支給（100円未満端数切捨て、1,000円未満不支給） ※上位所得者は、基礎控除額50,000円
移送費	歩行困難な重症患者を医師の指示により病院などに転送した場合や、緊急その他やむを得ない事由で移送されたときに、保険者が認めた場合に支給
埋葬料	組合員が公務によらないで死亡したとき50,000円支給
埋葬料附加金	組合員の死亡当時、被扶養者として認定されていた者が埋葬料を請求する場合、50,000円支給
出産費	産科医療補償制度に加入する医療機関で出産し、妊娠22週以上のときに、420,000円支給

被扶養者

名称	内 容			
家族療養の給付	被扶養者の病気または負傷について、療養にかかる医療費の7割を共済組合が負担 ただし、義務教育就学前まで及び70歳以上の高齢者は、医療費の8割を共済組合が負担 入院時の食事代について、組合員が標準負担額を支払い、標準負担額を除いた額を共済組合が負担			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">標準負担額 (1食あたり)</td> <td style="width: 60%;"> 一般 ①市町村民税非課税世帯等で入院日数90日以下の者 ②①の場合で、入院日数が90日を超える者 ③①の場合で所得が一定基準以下の者 ※指定難病、小児慢性特定疾病の者は、260円 </td> <td style="width: 10%; text-align: right;">460円※ 210円 160円 100円</td> </tr> </table>	標準負担額 (1食あたり)	一般 ①市町村民税非課税世帯等で入院日数90日以下の者 ②①の場合で、入院日数が90日を超える者 ③①の場合で所得が一定基準以下の者 ※指定難病、小児慢性特定疾病の者は、260円	460円※ 210円 160円 100円
標準負担額 (1食あたり)	一般 ①市町村民税非課税世帯等で入院日数90日以下の者 ②①の場合で、入院日数が90日を超える者 ③①の場合で所得が一定基準以下の者 ※指定難病、小児慢性特定疾病の者は、260円	460円※ 210円 160円 100円		
保険外併用 家族療養費	特定承認保険医療機関等から先進医療を受けた場合、保険診療に要した費用の7割を共済組合が負担（義務教育就学前、70歳以上の高齢者は8割支給）			
家族療養費	医師が治療上、関節用装具、コルセット等の治療用装具を必要と認めた場合は、その装具の購入費用の7割を支給（義務教育就学前、70歳以上の高齢者は8割支給）			
家族療養費附加金	保険医療機関等の窓口で支払った医療費（高額療養費を除く）から診療レセプト、調剤レセプトまたは訪問看護療養明細書各1件（ただし、医療保険の処方せんにより薬局で薬剤の支給が行われた場合は診療レセプトと調剤レセプトとを合算して1件とみなす）につき25,000円を控除した額を支給（100円未満端数切捨て、1,000円未満不支給） ※上位所得者は、基礎控除額50,000円			
家族訪問看護療養費	在宅の末期ガン患者、難病患者（医師が必要と認めた場合に限る）が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたとき、その療養費用の7割を支給（義務教育就学前、70歳以上の高齢者は8割支給）			
家族移送費	歩行困難な重症患者を医師の指示により病院などに転送した場合や、緊急その他やむを得ない事由で移送されたときに、保険者が認めた場合に支給			
家族埋葬料	被扶養者が死亡したとき50,000円支給			
家族埋葬料附加金	家族埋葬料に附加して50,000円支給			
家族出産費	被扶養者が産科医療補償制度に加入する医療機関で出産し、妊娠22週以上のときに、420,000円支給			

組合員・被扶養者

名称	内 容																					
高額療養費	①自己負担として保険医療機関等へ支払った医療費が、1ヵ月1医療機関等診療レセプト、調剤レセプトまたは訪問看護療養明細書各1件（ただし、医療保険の処方せんにより薬局で薬剤の支給が行われた場合は診療レセプトと調剤レセプトとを合算して1件とみなす）につき、高額療養費自己負担限度額を超えた額を支給 ②組合員世帯内で、自己負担額が21,000円以上のものが2件以上あるときは、世帯合算して自己負担限度額を超えた額を支給 ※高齢受給者の自己負担額はすべて合算対象となる ③1年の間に組合員世帯内で、4回以上の高額療養費に該当したときは、4回目から多数該当 ※高齢受給者の自己負担額はすべて合算対象となる ●70歳未満の組合員または被扶養者																					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%; background-color: #0070C0; color: white;">区分</th> <th style="width: 50%; background-color: #0070C0; color: white;">標準報酬月額</th> <th style="width: 40%; background-color: #0070C0; color: white;">1ヵ月の自己負担額</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><4回目～：円>は、過去12ヵ月間に3回以上高額療養費の支給を受けた場合で、4回目以降の自己負担限度額</td> </tr> <tr> <td>ア</td> <td>標準報酬月額：83万円以上</td> <td>252,600円 + (医療費総額 - 842,000円) × 1% <4回目～：140,100円></td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>標準報酬月額：53万円以上 83万円未満</td> <td>167,400円 + (医療費総額 - 558,000円) × 1% <4回目～：93,000円></td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>標準報酬月額：28万円以上 53万円未満</td> <td>80,100円 + (医療費総額 - 267,000円) × 1% <4回目～：44,400円></td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>標準報酬月額：28万円未満</td> <td>57,600円 <4回目～：44,400円></td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>低所得者 被保険者の住民税が非課税者等</td> <td>35,400円 <4回目～：24,600円></td> </tr> </table>	区分	標準報酬月額	1ヵ月の自己負担額			<4回目～：円>は、過去12ヵ月間に3回以上高額療養費の支給を受けた場合で、4回目以降の自己負担限度額	ア	標準報酬月額：83万円以上	252,600円 + (医療費総額 - 842,000円) × 1% <4回目～：140,100円>	イ	標準報酬月額：53万円以上 83万円未満	167,400円 + (医療費総額 - 558,000円) × 1% <4回目～：93,000円>	ウ	標準報酬月額：28万円以上 53万円未満	80,100円 + (医療費総額 - 267,000円) × 1% <4回目～：44,400円>	エ	標準報酬月額：28万円未満	57,600円 <4回目～：44,400円>	オ	低所得者 被保険者の住民税が非課税者等	35,400円 <4回目～：24,600円>
	区分	標準報酬月額	1ヵ月の自己負担額																			
			<4回目～：円>は、過去12ヵ月間に3回以上高額療養費の支給を受けた場合で、4回目以降の自己負担限度額																			
	ア	標準報酬月額：83万円以上	252,600円 + (医療費総額 - 842,000円) × 1% <4回目～：140,100円>																			
	イ	標準報酬月額：53万円以上 83万円未満	167,400円 + (医療費総額 - 558,000円) × 1% <4回目～：93,000円>																			
	ウ	標準報酬月額：28万円以上 53万円未満	80,100円 + (医療費総額 - 267,000円) × 1% <4回目～：44,400円>																			
	エ	標準報酬月額：28万円未満	57,600円 <4回目～：44,400円>																			
	オ	低所得者 被保険者の住民税が非課税者等	35,400円 <4回目～：24,600円>																			
	●70歳以上の組合員または被扶養者（平成30年8月から上限額が変更となります）																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%; background-color: #0070C0; color: white;">区分</th> <th colspan="2" style="background-color: #0070C0; color: white;">1ヵ月の自己負担額</th> </tr> <tr> <th style="background-color: #0070C0; color: white;">外来のみ（個人ごと）</th> <th style="background-color: #0070C0; color: white;">世帯全体（入院含む）</th> </tr> <tr> <td>現役並み所得者</td> <td>57,600円</td> <td>80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (多数該当の場合、44,400円)</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>14,000円（年間上限144,000円）</td> <td>57,600円（多数該当の場合、44,400円）</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅱ</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">8,000円</td> <td>24,600円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅰ</td> <td>15,000円</td> </tr> </table>	区分	1ヵ月の自己負担額		外来のみ（個人ごと）	世帯全体（入院含む）	現役並み所得者	57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (多数該当の場合、44,400円)	一般	14,000円（年間上限144,000円）	57,600円（多数該当の場合、44,400円）	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	低所得者Ⅰ	15,000円						
区分		1ヵ月の自己負担額																				
	外来のみ（個人ごと）	世帯全体（入院含む）																				
現役並み所得者	57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (多数該当の場合、44,400円)																				
一般	14,000円（年間上限144,000円）	57,600円（多数該当の場合、44,400円）																				
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円																				
低所得者Ⅰ		15,000円																				
	※低所得者Ⅱ：市町村民税非課税者等 ※低所得者Ⅰ：組合員及びその被扶養者のすべてが市町村民税非課税者等																					
高額介護合算療養費	医療保険と介護保険の両制度を利用し、毎年8月1日から翌年7月31日までの医療費と介護の自己負担額を合算し、その額が限度額を超えた場合、共済組合からは「高額介護合算療養費」が、介護保険からは「高額介護合算サービス費」が支給される																					

休業給付

組合員

傷病手当金	組合員が公務外の傷病により、その療養のため引き続いて勤務することができない場合に、その勤務することができない期間について休業により報酬が支給されないため、その一部を補助することを目的として支給
出産手当金	組合員が出産のため勤務できなかった場合は、傷病手当金と同様、出産に伴う休業期間中における生計費の補助を行う目的として支給 出産の日以前 42 日（多胎妊娠の場合 98 日。） 出産の日後 56 日の期間支給
育児休業手当金	組合員が育児のため勤務しなかった場合、育児休業にかかる子が 1 歳に達する日まで支給 ただし、総務省令で定める事由に該当する場合に限り、子が最長 2 歳に達する日まで延長して支給
介護休業手当金	組合員が介護休業により勤務に服さなかった期間（介護休業の日数を通算して 66 日）支給
休業手当金	被扶養者の病気または負傷、組合員の公務によらない不慮の災害等の事由により欠勤した場合に支給

災害給付

組合員

弔慰金	組合員が水震火災その他の非常災害により死亡したとき支給
災害見舞金	組合員が水震火災その他の非常災害により住居または家財に損害を受けた場合に支給

被扶養者

家族弔慰金	被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡したとき支給
-------	------------------------------

注意

- (1) 公務上の疾病では短期給付は支給されません。
- (2) 短期給付は、給付事由が生じた日から 2 年間請求しなかったときは、時効により消滅します。
- (3) 網掛けの短期給付は、組合員の方が所属する市町村等を通して共済組合に請求する給付になります。
- (4) 上位所得者は、組合員の標準報酬月額が 53 万円以上の方になります。

有限会社 みやぎ共済が取り扱っております保険のうち、今号では、「傷害総合保険」をご紹介します。

傷害総合保険 さまざまな事故から、組合員とその家族を守ります！

- 交通事故、仕事中、家庭内、旅行中、スポーツ中など国内外でのほとんどのケガに対して補償のある保険です。
- 天災危険補償特約付コースなら、地震、噴火またはこれらによる津波によるケガも補償されます。
- 入院はもちろん、通院も 1 日目から保険金の支払対象になります。
- 自転車による事故で他人にケガさせた場合など、第三者への賠償事故も補償されます。
- 個人コースには、身の回り品の損害を対象にした携行品損害がセットされます。
個人コースに加入されている方は、弁護士費用総合補償特約「弁護のちから」がセットできます。
- 外来の手術についても手術保険金の支払対象になります。
- 団体契約による割引が受けられ、保険料が 20% も割安で加入できます。

加入コースは、「個人コース」、「夫婦ペアコース」、「家族ぐるみコース」の 3 コースがあります。
ご自分に合ったコースをお選びください。

- 保険期間 傷害総合保険：平成30年7月1日午後4時から1年間
 - ・加入資格：宮城県市町村職員共済組合の組合員
 - ・被保険者：組合員および組合員の配偶者、子供、両親、兄弟姉妹及び同居の親族
- ※団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降は割引率が変わることがあります。

■上記は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

お問い合わせは下記代理店まで

宮城県市町村職員共済組合保険事務取扱店 **有限会社 みやぎ共済**
〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目10番25号
☎022-223-0740 fax 022-215-0785
(受付時間：平日午前9時から午後5時まで
土日・祝日・年末年始はお休みさせていただきます。)

引受保険会社名

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

承認番号SJNK17-21750
作成日2018年3月26日

平成30年度の「医療費通知書」について

組合員や被扶養者の皆さんが医療機関等を受診した際に支払った医療費を記載した「医療費通知書」を所属所を通してお届けします。

<医療費の適正化にご協力を>

医療費通知書は医療費に対する認識と理解を深めていただくとともに、ご自分の受診履歴などをチェックしていただくことで、医療機関や柔道整復師などからの不正請求を発見し、防止することにもつながります。

<医療費通知書が確定申告に使えるようになりました！>

平成29年度税制改正により医療費控除の申告手続きに医療費通知書を添付すれば、領収書の添付は不要となりました。

なお、医療費通知については、レセプトを審査中の場合などにより平成30年1月診療分から12月診療分全てを網羅することができない場合や、自治体の医療費助成等により実際の自己負担額と医療費通知書に記載されている自己負担額が異なる場合があるため、引き続き医療費等の領収書を保管していただきますようお願いいたします。

<平成30年度からの医療費通知書の発行>

平成30年度から「医療費通知書」と「ジェネリック医薬品のお知らせ」を年2回の発行を予定しています。

平成30年9月上旬発行分（平成30年1月から6月診療分を記載）

平成31年3月上旬発行分（平成30年7月から12月診療分を記載）

なお、詳細につきましては、あらためてお知らせいたします。

確定申告用医療費通知書 〈帳票イメージ〉

医療費通知書											平成〇〇年〇月〇日作成 平成〇〇年〇月～平成〇〇年〇月分	
(氏名) 〇〇 〇〇												
(所属所名) 宮城県市町村職員共済組合											New	
受信者氏名 医療機関名	診療日数 年月	診察区分別 給付種別	医療費総額	法定給付額	公費負担額	窓口負担額	家族養加	療養等 高養額費	支給額	確定申告用 自己負担額	New	
受信者 太郎	30 1	1 医科入院外	4120	2884		1236				1236	New	
〇〇〇メディカルクリニック												
受信者 太郎	30 1	1 調剤	3430	2401		1029				1029	New	
〇〇〇調剤薬局〇〇店												
(所属所) 200	(証番号) 20000	(所属所・企業) 500	(部課署コード) 500									



保育所等に入所できない場合 最長2歳まで 育児休業手当金 が受けられます！

育児休業手当金の支給期間の延長制度について

1 制度の概要

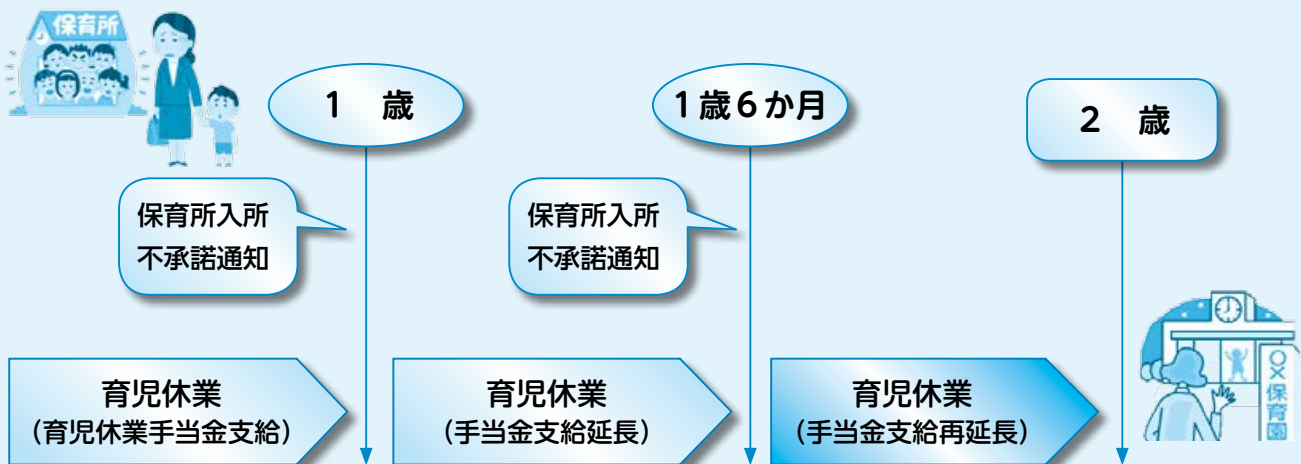
育児休業手当金は、原則、子が1歳に達するまでの間支給されますが、保育所の入所待ち等の事情によっては1歳6か月まで支給期間を延長することができます。

さらに、平成29年10月1日より、子が1歳6か月時点でも保育所等に入所できない場合には、再延長の申請により育児休業手当金を2歳まで受けられることとなりました。

2 育児休業手当金支給期間の延長の請求手続き

育児休業の申出に係る子について、1歳に達する日後の延長又は1歳6か月に達する日後の延長について、それぞれ延長手続きが必要です。まず、1歳から1歳6か月まで延長する時点で、「育児休業手当金変更請求書」と「保育所等の入所不承諾通知書」等の提出が必要です。さらに、1歳6か月から2歳まで延長する場合は、改めて1歳時点の手続きと同様の手続きが必要になります。

3 育児休業手当金延長のイメージ



4 延長できる理由

ア 育児休業の申出に係る子について、保育所等（※）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、その子が1歳に達する日後の期間（再延長する場合は1歳6か月に達する日後の期間）について、当面その実施が行われない場合

（※）保育所等は、児童福祉法第39条に規定する保育所等をいい、いわゆる無認可保育施設はこれに含まれません。

イ 常態として育児休業の申出に係る子の養育を行っている配偶者であって、その子が1歳に達する日後の期間（再延長する場合は1歳6か月に達する日後の期間）について、常態としてその子の養育を行う予定であった方が死亡、負傷、疾病等に該当した場合

組合員証や被扶養者証の切替えの手続きはお早めに！

新年度を迎え、組合員及び被扶養者の皆様にとっては、異動や就職、進学など、何かと忙しい季節になりました。こうした異動等があったときには、組合員証等の切替えの手続きが必要になることがあります。

もし、次のような異動等に該当した場合は、忘れずに切替えの手続きをお願いします。

- (1) 新たに組合員・被扶養者となられたとき
- (2) 組合員証や組合員被扶養者証等の内容に変更があったとき
 - 転勤等により、組合員証記号番号が変更になったとき
 - 転居や婚姻等により住所や氏名が変更になったとき
- (3) 組合員の資格を喪失したとき、または、被扶養者の認定が取消しとなったとき
 - 被扶養者の方が就職したとき、または、年間の収入の増加により認定基準額(130万円又は180万円)を超えたとき
 - 75歳(一定の障害がある方は65歳)に達して、後期高齢者医療制度の被保険者となったとき

保険証が変わったときは、必ず届出書類と一緒に旧組合員証等を返納してください。

新しい保険証になったにもかかわらず、旧組合員証等を使って医療機関で受診しますと、本人確認等で事務処理に時間を要し、結果的に給付金の支給が遅れたり、給付できなくなることがあります。また、被扶養者の方の取消手続きが遅れますと、共济組合がお支払いした医療費や給付金等を取消日に遡って返還していただくことにもなります。

とくに、毎年実施している被扶養者の資格確認調査では、認定されている被扶養者が認定基準額を超える収入のあるパート、アルバイト等に就いていたため、遡及して扶養認定が取消しとなり、後日、高額な医療費や給付金を返還することになってしまう組合員が多くなっています。

このようなことを避けていただくためにも、パート等に就いている被扶養者の方の収入について、ご確認くださいませようお願いします。

なお、被扶養配偶者の方が認定及び取消の手続きをされる場合は、国民年金の手続きも必要となりますので、こちらの手続きも忘れずに行ってください。

国民年金の手続きについて

共济組合では、20歳以上60歳未満の被扶養配偶者の方に、扶養認定の手続きとあわせて国民年金第3号被保険者(※)の手続きをお願いしています。配偶者の認定状況に応じて、次の届出が必要となりますので、該当される組合員の方は忘れずに提出をお願いします。

なお、日本年金機構は、平成30年3月よりマイナンバーによる届出を開始し、マイナンバーを利用して地方公共団体情報システム機構から住民票の異動情報を取得することになりました。そのため、各種届出に関しまして、一部取扱いが変更された点がありますので、あわせてご確認ください。

○新たに被扶養配偶者の要件を備えたとき

「国民年金第3号被保険者関係届」…個人番号を記載する新様式へ変更

→該当になった日付等を記入し、被扶養者認定申告書と一緒に提出してください。

○被扶養配偶者の収入が基準額以上に増加した場合及び離婚したとき

「国民年金第3号被保険者関係届」…個人番号を記載する新様式へ変更

→非該当になった日付等を記入し、被扶養者取消申告書と一緒に提出してください。ただし、就職により第2号被保険者に該当する方は不要です。

注) 組合員の資格喪失に伴う認定取消の場合の国民年金第3号被保険者の資格については、被扶養配偶者が新たに国民年金第1号被保険者(※)または国民年金第2号被保険者(※)の加入手続きをされることにより自動喪失となるため、共济組合への届出は不要となります。

○被扶養配偶者が住所や氏名を変更したとき・死亡したとき

日本年金機構が平成30年3月より住民票の異動情報を定期的に取得し、変更等を行うことになりましたので、住所変更届、氏名変更届、死亡届は省略可能になりました。

ただし、海外居住者等のマイナンバーが指定されていない方は、引き続き、基礎年金番号による届出が必要ですので、ご注意ください。

(参考) 国民年金被保険者の種別

	該当者	加入等の届出	保険料の納付
第1号被保険者	学生、自営業者等	お住まいの市区町村役場	ご自身で納付
第2号被保険者	会社員、公務員等	勤務先	勤務先で納付
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者	配偶者の勤務先	なし(配偶者が加入する制度で負担)

※詳しくは、お住まいの市区町村役場又は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

扶養認定を受けたまま社会保険に加入していませんか？

被扶養者が、短期間であっても民間会社等に就労し社会保険の適用を受けることになったときは、収入が扶養認定基準内であっても被扶養者の認定は取消しとなります。特に、被扶養配偶者の場合は、国民年金第3号被保険者は自動喪失となりますが、被扶養者の認定は自動喪失になりませんので、共济組合へ被扶養者の認定取消申告を忘れずに行なわなければなりません。

その後、社会保険の資格を喪失し被扶養者の認定要件を満たすことになった場合には、再度、共济組合の被扶養者の認定を受けることができます。このときは、被扶養者の認定申告とあわせて国民年金第3号被保険者の届出を必ずしなければなりません。

これら一連の被扶養者の認定・取消の手続きをしなかった場合や遅れた場合には、次のようなことが起こりますのでご注意ください。

【医療費を返還していただきます】

被扶養者の取消申告の手続きが遅れた場合でも、取消日は社会保険取得時まで遡ります。もし、被扶養者の方が遡及した取消日以後に共济組合の保険証を使用して医療機関等の診療を受けていたときには、共济組合がお支払いしたこの間の医療費や給付金等を全額まとめて返還していただくこととなりますのでご注意ください。

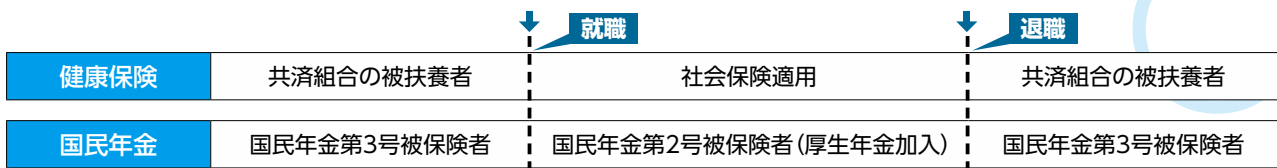
【国民年金（第3号被保険者）の未加入期間（無年金期間）が発生します】

配偶者が、離職等により、国民年金第2号被保険者の資格を喪失し、共济組合の扶養認定を受けるときには、同時に国民年金第3号被保険者として国民年金に加入する手続きをとらなければなりません。この手続きを怠りますと国民年金第2号被保険者の資格を喪失したままの状態となり、国民年金の未加入期間が発生してしまいますのでご注意ください。（下図参照）

◎正しい手続きをした場合

被扶養者の取消の申告を行う

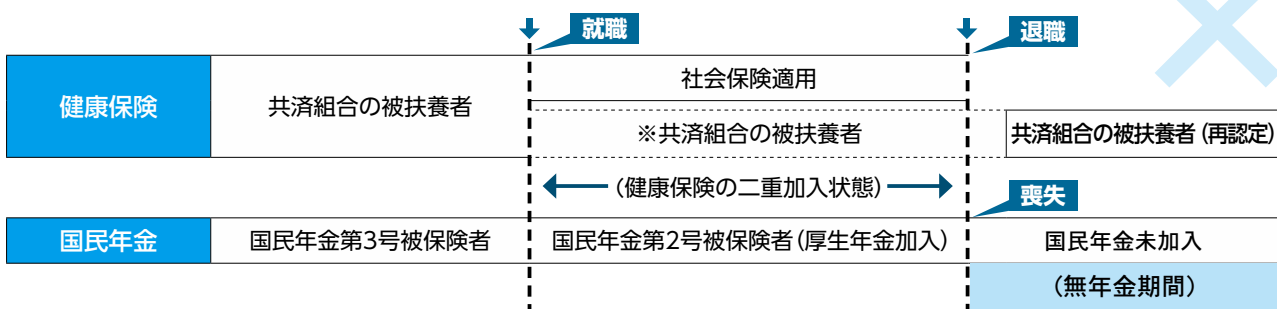
被扶養者の認定の届出と国民年金第3号被保険者資格取得の届出を行う



◎正しい手続きをしなかった場合

被扶養者の取消の申告を行わないと

国民年金の届出を行わないと



※被扶養者の取消申告を行わなかったため、健康保険の二重加入が発生します。
社会保険適用が判明した場合、就職日に遡って被扶養者の資格が取消となります。(.....の期間)
再度、被扶養者認定をする場合は、書類を提出した日からの認定となり、遡って認定することはできません。

◎問い合わせ先 保険課 システム・資格調定係 TEL 022-263-6415

組合員証は、必ず医療機関の窓口で提示しましょう。

～被扶養者の方へもお伝えください～

現在、ほとんどの医療機関では、月の初回受診時に組合員証等の確認を行っておりますが、初回に限らず、医療機関から組合員証の提示を求められたときには、必ず提示されるようお願いいたします。特に記載内容の変更等により組合員証が切り替わった場合は、必ずそのことを窓口でお話いただき、新しい組合員証を提示してください。

組合員及び被扶養者の皆様のご協力をお願いします。

◎保健事業 福祉課保健係 TEL 022-263-6413

管理監督者対象メンタルヘルス講座

会場：保養所「パレス松洲」

管理監督者（管理職、管理職補佐、労働衛生管理者、保健師、労働安全衛生委員等）を対象にメンタルヘルスに関する講演、グループ討議、実技等を行います。募集定員は各回60名となっております。

- 第1回 平成30年 7月26日(木) 基礎編
 第2回 平成30年 7月27日(金) ステップアップ編
 第3回 平成30年10月 2日(火) 基礎編
 第4回 平成30年10月 3日(水) メンタル不調者への
 復職までの支援

時間	講座内容等
12:50	開 会
13:00	(仮) 管理監督者のためのメンタルヘルス研修
16:00	閉 会

※都合により講座内容、時間等が変更になる場合がございますのでご了承ください。

心と身体の健康セミナー

会場：保養所「パレス松洲」

組合員及びその家族を対象にメンタルヘルスに関する講演や生活習慣を見直すストレッチ等の実技を行います。募集定員は各回70名となっております。

- 第1回 平成30年 6月13日(水)
 第2回 平成30年 8月 9日(木)

時間	講座内容等
12:50	開 会
13:00	(仮) メンタルヘルスについて
14:30	休 憩
14:40	ストレッチ運動
16:00	閉 会

※都合により講座内容、時間等が変更になる場合がございますのでご了承ください。

【ライフプランセミナー】

会場：保養所「パレス松洲」

組合員の退職後の生活を視野に入れた公務員生活の確立を支援することや、健康づくりの推進を目的とした退職準備型と生涯生活充実型のライフプランセミナーを開催します。

区分	退職準備型	生涯生活充実型
日 程	第1回 5月24日(木)～ 5月25日(金)	第1回 平成30年 7月17日(火)
	第2回 6月 7日(木)～ 6月 8日(金)	
	第3回 6月19日(火)～ 6月20日(水)	
	第4回 7月 5日(木)～ 7月 6日(金)	第2回 平成30年 8月 3日(金)
	第5回 8月30日(木)～ 8月31日(金)	
	第6回 10月16日(火)～10月17日(水)	
	第7回 10月25日(木)～10月26日(金)	
募集人員	各80名	各60名
対 象 者	原則として50歳以上の組合員 及びその配偶者	原則として50歳未満の組合員 上記以外で受講を希望する組合員

【健康管理者対象研修】

データヘルス計画に基づき、所属所の健康管理者（人事・安全衛生委員）を対象として、組合員の健康状況等を理解していただくとともに、各所属所における健康への取り組み、及び労働安全衛生委員会の活動に資する研修を行います。

なお、開催日時等の詳細については後日お知らせいたします。

【生活習慣病予防セミナー】

データヘルス計画に基づき、生活習慣病の予防を目的に、組合員の健康状態・疾病傾向に応じたセミナーを開催します。なお、開催日時等の詳細については後日お知らせいたします。

【人間ドック】 利用助成

- 利用対象
平成30年度中に30歳以上となる組合員（資格取得1年未満の組合員及び任意継続組合員は除く）3人に1人を助成対象とします。
- 利用人員
年度初めに各所属所へ対象人数をお知らせします。
- 利用者負担
10,000円(税込)
- 利用方法
受診の際は、組合員証を持参の上、受付窓口にて「人間ドック利用券」を提出し、検査終了後に利用者負担金をお支払いください。「人間ドック利用券」は、契約医療機関以外では利用できません。
- 契約医療機関・検査内容 別冊2ページ

【脳検診】 利用助成

●利用対象

平成30年度中に40歳以上となる組合員（任意継続組合員を除く）5人に1人を助成対象とする。

●利用人員

年度初めに各所属所へ対象人数をお知らせします。

●助成金額

●検診料金が12,000円未満のとき 7,000円 ●検診料金が12,000円以上のとき 9,000円

●利用方法

受診する際は、組合員証を持参の上、受付窓口にて「脳検診助成券」を提出し、検査終了後に助成金額を差し引いた料金をお支払いください。「脳検診助成券」は、契約医療機関以外では使用できません。

●契約医療機関・検査内容 別冊4ページ

【がん検診】 助成

●検診の種類及び助成対象

●乳がん検診・子宮がん検診 組合員（任意継続組合員を除く）を対象として助成。
●前立腺がん検診 50歳以上の組合員（任意継続組合員を除く）を対象として助成。

●助成金額

●乳がん検診 2,300円 ●子宮がん検診 3,100円 ●前立腺がん検診 1,000円

ただし、検診費用が上記金額を下回る場合は、実費負担分を助成します。

●助成方法

各所属所の共済事務担当課へ、各種がん検診を受けた方の名前が入った領収書等を提出してください。共済事務担当課が確認のうえ共済組合に申請し、所属所を経由し助成します。

※セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）に領収書を使用する場合は、領収書写を提出してください。

【インフルエンザ予防接種】 助成

●助成対象

組合員及び被扶養者（任意継続組合員及び65歳以上の者を除く）のうち、10月から1月に予防接種を受けた方

●助成金額及び回数

当該年度 一人当たり年1回 1,000円

ただし、接種日において13歳未満の被扶養者については当該年度2回までとし、費用が上記金額を下回る場合は実費負担分を助成します。

●助成方法

各所属所の共済事務担当課へ、予防接種を受けた方の名前が入った領収書を提出してください。共済事務担当課で確認のうえ共済組合に申請し、所属所を経由し助成します。

※セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）に領収書を使用する場合は、領収書写を提出してください。

【禁煙補助】 助成

禁煙を希望する組合員に対し、公益財団法人日本対がん協会主催の年2回開催される「らくらく禁煙コンテスト」へ参加する費用を助成します。

ご利用方法等は28ページをご覧ください。

【保養所・宿泊施設】 利用助成

平成30年度も「平日宿泊助成券1,000円（3親等内500円）」を実施します。詳しくは、31ページをご覧ください。

	直営保養所	委託保養所	全国他組合宿泊施設
助成対象	1 組合員（任意継続組合員含む）、組合員の配偶者、子、子の配偶者、実・義父母、被扶養者及び組合員と同居する家族 2 上記1以外の組合員の兄弟姉妹、祖父母、孫、伯叔父母、甥姪 ※助成対象1と2では利用券が異なりますのでご注意ください。	組合員（任意継続組合員含む）及びその被扶養者	組合員（任意継続組合員含む）及びその被扶養者
助成金額・回数	1 宿泊…1泊4,000円 休憩…1回 500円 2 宿泊…1泊2,000円 休憩…1回 250円 それぞれ回数制限なし	1泊1,500円 年1回	1泊2,000円 年2回
対象施設	松島町 パレス松洲	(別冊6ページ)	(別冊7ページ)
利用方法	年度初めに各組合員へ配布する利用券を持参されるか、同施設内フロントにある利用券に所属所名、組合員証記号番号、氏名等を記入してください。団体の場合は利用者リストをご用意いただくと便利です。	共済事務担当課より交付を受けた保養券をチェックインの際にフロントへ提出し、助成金額を差し引いた利用料金をお支払いください。	共済事務担当課より交付を受けた助成券をチェックインの際にフロントへ提出し、助成金額を差し引いた利用料金をお支払いください。

[永年勤続退職者パレス松洲平日利用] 助成

定年退職を迎えた組合員に、長期間の地域発展及び住民福祉の増進に対する貢献への感謝・慰労を目的として〔永年勤続退職者パレス松洲平日優待券〕を発行し、直営保養所の利用助成を行います。

永年勤続退職者パレス松洲平日優待券は、パレス松洲に宿泊した際、1名利用で9,000円、2名利用で18,000円の助成を行うものです。(有効期間は退職後1年間、期間中1回限り助成)

対象者は、平成29年度末定年退職者で、退職日まで引き続く組合員期間が25年以上の組合員となります。

なお、対象者の抽出・発券は本組合で行い、各所属所へ送付します。

[特定期間宿泊施設] 利用助成

今年度も組合員及びその家族の心身の健康保持・増進を目的として、夏休み期間に千葉県市町村職員共済組合宿泊施設「オークラ千葉ホテル」の客室3室を借上げ、1室1泊5,000円で提供します。

なお、ご利用方法等の詳しい内容につきましては、29ページの事業案内をご覧ください。

[球技大会]

各県大会を以下の日程で開催します。

- 第70回宮城県市町村職員野球大会
平成30年 8月18日(土) 涌谷スタジアム
平成30年 8月19日(日) 涌谷スタジアム
平成30年 8月25日(土) 涌谷スタジアム
- 第59回宮城県市町村職員バレーボール大会
平成30年10月20日(土) 岩沼市総合体育館
- 第47回宮城県市町村職員卓球大会
平成30年11月17日(土) 名取市民体育館

[健康優良組合員表彰]

平成29年1月～12月の1年間、被扶養者を含めて医療給付を受けることなく過ごされた方で、平成30年7月1日現在まで引き続き組合員(任意継続組合員を除く)である方に、表彰状と記念品を贈呈します。

[予防薬・救急薬の配布]

職場用補充薬品等を配布します。

[家庭用常備薬品等の特価斡旋]

夏季と冬季の年2回、家庭用常備薬品等の斡旋を行います。

[生活支援図書 の 交付]

- 新生活支援
結婚した組合員(任意継続組合員を含む)に新生活を健康に送っていただけるように、新生活支援図書「家族みんなの健康百科」等を贈ります。
- 妊娠・育児支援
組合員及び被扶養配偶者が第1子を妊娠又は出産した場合に、妊娠から出産、子育てまで幅広い内容の育児支援図書「すくすく赤ちゃん」と月刊誌「赤ちゃんとママ」等を贈ります。(第1子のみ)

[メンタルヘルス電話相談]

組合員とその家族の「心の相談」に応じ、ストレスを要因とする病気の一次予防に努めるとともに、適切な相談機関・医療機関を紹介し、健全な心身を維持していく手助けを行います。電話相談は無料、面接相談は1回当たり1,000円の自己負担となります。ご利用方法等は30ページの事業案内をご覧ください。

- カウンセリング受付時間
月～金曜日 AM 9:00～PM9:00
<土曜日 AM10:00～PM6:00>
(日曜日、祝祭日及び1月1日から3日は休みです。)
- フリーダイヤル
0120-16-9164 (携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)

[メンタルヘルス講座講師派遣助成]

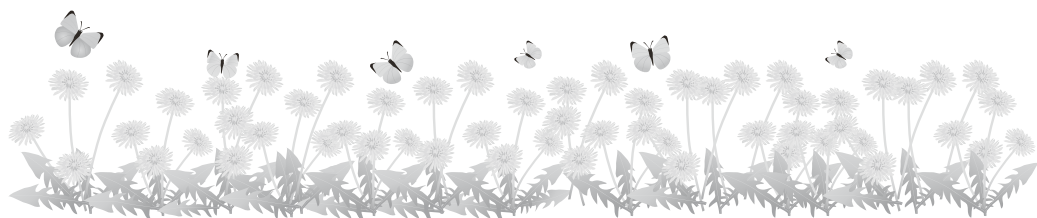
各市町村及び一部事務組合が実施主体となって行ったメンタルヘルス講座の講師費用を助成、または講師の派遣を行います。

- 助成(派遣)回数
年2回(消防職員、医療職員がいる所属所は年3回)
- 助成金額
1回当たり 40,000円を限度とした実額
- 講師の派遣
市町村及び一部事務組合において講師の派遣を希望する場合、共済組合が選定し派遣を行う。
- その他
震災関連による職種毎や少人数の研修会及び個別相談等を実施した際の講師費用も対象とし、必要に応じて上記助成回数を拡大しています。

[特定健康診査・特定保健指導]

詳しいご利用方法等は26ページの事業案内をご覧ください。

例年、共済のあゆみ4月号本誌にてご案内しておりました「委託保養所一覧」「他組宿泊施設一覧」「人間ドック契約医療機関一覧」「脳検診契約医療機関一覧及び検査内容一覧表」につきましては、今年度より「物資指定店のご案内」とあわせまして、別冊子【人間ドック・脳検診契約医療機関、宿泊施設及び物資指定店のご案内】にてご案内いたします。



貸付事業は、組合員の皆様がマイホームの購入やリフォーム、ご家族の入・修学費用等の資金を必要とするときにご利用いただける事業です。

貸付申込みをされる際は、無理のない資金計画を立て、毎月末日までに所定の申込書により所属所長の承認を得たうえでお申し込みください。貸付金は申込みの翌月に審査決定、送金を行います。

なお、「給料月額に対する毎月の償還額の割合」及び「年収額に対する年間の償還額の割合」が、30%を超える場合には貸付を受けられませんので、ご注意ください。

普通、特別、高額医療、出産貸付

借受資格：組合員となった日から

種別	借入事由	貸付金額と最高限度額	貸付申込書類	貸付金の償還方法及び申込受付期間等
普通貸付	組合員が臨時に資金を必要とするとき ●住宅関連環境整備(物置・車庫・塀等工事) ●墓地・墓石購入 ●旅行費用 ●組合員のスクーリング費用	●給料月額の6か月以内の額(1万円単位) ●最高限度額 200万円 ●普通貸付は1人1件までの貸付となります。	●普通貸付申込書 ●見積書(原本)等、その他費用が確認できる書類 ●借受後、支払いが済み次第、領収書の原本を提出するもの	～貸付金の償還方法～ 1 2つの方法から選択できます。 ①毎月償還 ②ボーナス併用償還(貸付金額50万円以上からご利用できます。)
医療	組合員又はその被扶養者の療養に係る資金を必要とするとき ●組合員証が適用にならない診療費用 ●高額療養費の対象となる医療費は除きます。	●1つの貸付事由ごとに給料月額の6か月以内の額(1万円単位) ●最高限度額 100万円	●医療貸付申込書 ●医師の診断書 ●予想療養費見積書(原本)、もしくは費用の内訳書または領収書	2 貸付金の送金を受けた翌月から毎月元利均等償還となります。
入学	組合員又はその被扶養者が学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る)、高等専門学校、短期大学、大学、大学院、専修学校、各種学校又はこれらに準ずるものとして、理事長が定める要件に該当する外国の教育機関への入学に係る資金を必要とするとき ※被扶養者でない子を含みます。	●1つの貸付事由ごとに給料月額の6か月以内の額(1万円単位) ●最高限度額 200万円	●入学貸付申込書 ●入学許可書(写)又は合格通知書(写) ●入学に伴う諸経費等の明細がわかる書類 ・入学案内書等(入学金及び授業料が確認できるもの) ・賃貸契約書(写)等(入学に伴いアパート等を借受けて居住する場合) ●和訳した入学証明書(外国の教育機関の場合)	3 入学、修学貸付は修業年限を限度に元金の償還を据置することができます。 ①大学院の場合は、償還据置ができません。 ②据置期間中は利息をお支払いいただきます。 ③お申し出により据置期間を解除することもできます。
特別貸付	修学	●貸付対象者1人につき1学年ごとに最高180万円 ●貸付対象者1人につき年1回。同一年度中の追加貸付はできません。 ●必要とする金額に応じて次の5つの金額から選択できます。 年額 60万円、84万円、120万円、144万円、180万円	●修学貸付申込書 ●在学証明書(原本) 修学初年度の場合は、入学許可証(写)又は合格通知書(写)で代用できます。 ●修学に伴う諸経費等の明細がわかる書類 ・授業料等が確認できるもの ・賃貸契約書(写)等(修学に伴いアパート等を借受けて居住する場合) ●和訳した入学証明書(外国の教育機関の場合)	～申込書の受付期間等～ 1 申込書の受付期間 (1) 通年。ただし、入学、修学貸付は受付期間が限定されております。 (2) 入学、修学貸付の受付期間 ①入学貸付(一般入学等)、修学貸付 ・毎月2月～4月末 ・推薦入学等の入学貸付は毎年10月から受付を開始しております。 ②受付期間外のお申し込みによる貸付はいたしません。 ③外国の教育機関にかかる入学・修学貸付は、期間を限定せず通年受付をします。
結婚	組合員又はその被扶養者、被扶養者でない子、孫、兄弟姉妹の婚姻に係る資金を必要とするとき	●1つの貸付事由ごとに給料月額の6か月以内の額(1万円単位) ●最高限度額 200万円	●結婚貸付申込書 ●費用の見積書(組合員側が負担する分) ●結婚証明書または披露宴案内状(招待状)の(写)	2 申込書の提出期限：毎月末日共済組合必着 3 貸付金の送金日：申込書提出月の翌月末日
葬祭	組合員の配偶者、子、父母、兄弟姉妹、配偶者の父母の葬祭に係る資金を必要とするとき	●1つの貸付事由ごとに給料月額の6か月以内の額(1万円単位) ●最高限度額 200万円 ●被扶養者の方を埋葬する場合、家族埋葬料及び家族埋葬料附加金が支給されますので、貸付する金額は、見積書から家族埋葬料等の支給額を差し引いた残りの金額となります。	●葬祭貸付申込書 ●埋(火)葬許可証の(写) ●埋(火)葬費用の見積書	
高額医療貸付	組合員(任意継続組合員を含む)及びその被扶養者の高額医療費資金を必要とするとき ※「限度額適用認定証」の交付を受けている方は貸付対象となりません。	●高額療養費相当額(1万円単位)	●高額医療貸付申込書 ●医療機関の発行する請求書または領収書	●高額療養費と高額医療貸付金を相殺して償還することになります。 ●高額療養費が高額医療貸付金を下回る場合は、差額を償還することになります。 ●貸付の申込み及び送金は随時受付送金します。
出産貸付	組合員(任意継続組合員を含む)及びその被扶養者の出産費等の資金を必要とするとき ※直接支払制度または受取代理制度を利用される方は貸付対象となりません。	●出産費又は家族出産費相当額(1万円単位)上限額 42万円 ※産科医療補償制度に未加入の医療機関等での出産等の場合、上限額は40万円 ●多胎出産(妊娠)の場合は、上記の額にその人数を掛けた金額	●出産予定日まで2月以内(多胎妊娠の場合は4月以内)の組合員又は被扶養者を有する組合員の場合 ・母子健康手帳の(写) ●妊娠4月以上の組合員又は被扶養者を有する組合員が医療機関に一時的な支払いが必要となった場合 ・母子健康手帳の(写) ・医療機関等からの、請求書又は領収書	●出産費又は家族出産費と出産貸付金を相殺して償還することになります。 ●出産費又は家族出産費が出産貸付金を下回る場合は、差額を償還することになります。 ●貸付の申込み及び送金は随時受付送金します。

- 高額医療貸付、出産貸付を除く、すべての貸付種別について借入状況等申告書と給料月額が分かる書類の写しの提出が必要です。
- 他の金融機関等からの借入れがある場合は、月々の償還額等がわかる書類の提出が必要です。
- 被扶養者とは、共済組合の被扶養者として、認定を受けている方になります。
- 被扶養者でない子等の場合は、戸籍抄本又は住民票(貸付申込みする組合員との続柄が確認できる住民票)の提出が必要です。
- 団体信用生命保険に加入する場合は加入申込書の提出が必要です。

住宅、在宅介護対応住宅、災害貸付、特例災害貸付

借受資格：住宅貸付は組合員期間1年以上となった日から
災害貸付は組合員となった日から

種別	借入事由	貸付の基準と最高限度額		在職期間に対する貸付最低保障額		貸付額の単位償還方法																												
		組合員期間	月数	組合員期間	最低保障額																													
住宅貸付	組合員自身が居住する目的のため、以下の理由で資金を必要とするとき (1) 自宅の新築・増築・改築・修理資金 (2) 住宅の購入資金 (3) 敷地の購入資金 ○貸付対象面積495㎡(150坪)以内 ○5年以内に住宅の建築に着手のこと 注1 居住しなくなった場合は、全額償還の対象となることもあります。 注2 当該貸付に係る不動産については、売却・譲渡・貸付け等はできません。	○給料月額に次表の組合員期間の区分に応じた月数を乗じた金額	<table border="1"> <tr> <th>組合員期間</th> <th>月数</th> </tr> <tr> <td>1年以上 6年未満</td> <td>7月</td> </tr> <tr> <td>6年以上 11年未満</td> <td>15月</td> </tr> <tr> <td>11年以上 16年未満</td> <td>22月</td> </tr> <tr> <td>16年以上 20年未満</td> <td>28月</td> </tr> <tr> <td>20年以上 25年未満</td> <td>43月</td> </tr> <tr> <td>25年以上 30年未満</td> <td>60月</td> </tr> <tr> <td>30年以上</td> <td>69月</td> </tr> </table>	組合員期間	月数	1年以上 6年未満	7月	6年以上 11年未満	15月	11年以上 16年未満	22月	16年以上 20年未満	28月	20年以上 25年未満	43月	25年以上 30年未満	60月	30年以上	69月	<table border="1"> <tr> <th>組合員期間</th> <th>最低保障額</th> </tr> <tr> <td>3年未満</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>3年以上～7年未満</td> <td>400万円</td> </tr> <tr> <td>7年以上～12年未満</td> <td>700万円</td> </tr> <tr> <td>12年以上～17年未満</td> <td>900万円</td> </tr> <tr> <td>17年以上</td> <td>1,100万円</td> </tr> </table>	組合員期間	最低保障額	3年未満	100万円	3年以上～7年未満	400万円	7年以上～12年未満	700万円	12年以上～17年未満	900万円	17年以上	1,100万円	○夫婦で組合員の方が同一の住宅に対して共に、最低保障額で住宅貸付を申し込みする場合は貸付可能額は、夫婦合算して最高限度額の1,800万円となります。	～貸付額の単位～ 10万円 ※貸付額80万円までは、5万円単位 ～償還方法～ 次の2つの方法から選択できます。 ○毎月償還 ○ボーナス併用償還 ※貸付金額100万円以上から利用可能。
組合員期間	月数																																	
1年以上 6年未満	7月																																	
6年以上 11年未満	15月																																	
11年以上 16年未満	22月																																	
16年以上 20年未満	28月																																	
20年以上 25年未満	43月																																	
25年以上 30年未満	60月																																	
30年以上	69月																																	
組合員期間	最低保障額																																	
3年未満	100万円																																	
3年以上～7年未満	400万円																																	
7年以上～12年未満	700万円																																	
12年以上～17年未満	900万円																																	
17年以上	1,100万円																																	
在宅介護対応住宅	要介護者に配慮した構造を有する住宅工事又は購入に資金を必要とするとき	○最高限度額300万円。上記金額と別枠で貸付をします。																																
災害貸付	風水震災等の災害復旧に資金を必要とするとき ○その他、住宅貸付同様	○災害家財は給与月額の6ヵ月以内の額 ○災害家財の最高限度額は200万円 ○災害住宅は住宅貸付同様 ○再貸付の場合は、最高限度額1,900万円 ○激甚災害時は希望により3年間元金据置可能	○災害住宅は住宅貸付同様 ○再貸付の場合、住宅貸付の最低保障額にそれぞれ50万円を加算																															
東日本大震災に伴う特別災害貸付	東日本大震災による災害復旧に資金を必要とするとき ○その他、住宅貸付同様	○住宅貸付同様 ○再貸付の場合は、最高限度額1,900万円 ○希望により5年間元金据置可能	○住宅貸付同様 ○再貸付の場合、住宅貸付の最低保障額にそれぞれ50万円を加算																															

住宅、災害、特例災害、在宅介護対応住宅貸付申込書類一覧表

- すべての申込事由について借入状況等申告書と給料月額が分かる書類の写しが必要です。
- 在宅介護対応住宅貸付を単独で申込みされる場合は、申込事由に応じた△の書類が必要となります。
- この表に記載した申込書類の他に、必要に応じて関係書類を提出していただく場合があります。

申込書類	申込事由								備考
	新築	増改築	増改築10m未満	修理	住宅購入	敷地購入	在宅介護	家財	
建築確認済証(写)、確認申請書第1面から第5面まで(写)	○	○					△		
工事請負契約書(写)	○	○	○				△		
施工者の工事見積書(写)	○	○	○				△		
平面図、配置図、案内図	○				○		△		
増改築・修理前後の平面図、配置図、案内図		○	○				△		
住宅建築に関する地主の承諾書、地主の印鑑証明書	○	○	○	○			△		借地の場合、必要となります。
借家賃貸契約書(写)または証明書	○	○	○	○	○		△		現に居住している住居がアパート等の場合、必要となります。
世帯全員分の住民票	○	○	○	○	○		△		
工事内容書(旧・新を具体的に)		○	○				△		
売買契約書(写)					○	○	△		
登記事項の全部の証明書					○	○			敷地購入の場合、売主名義のものが必要となります。
地積測量図						○			
公図						○			
農地転用許可書(写)						○			購入地が農地の場合、必要となります。
保留地証明書(写)、保留地売却決定通知書(写)、仮換地指定通知書(写)等						○			購入地が保留地または仮換地の場合、必要となります。
住宅建築計画書						○			敷地のみ購入の場合、必要となります。
在宅介護部分の見積書(写)							○		
申立書							○		在宅介護対応住宅の貸付を申込みする場合、必要となります。
在宅介護部分を朱書きした平面図							○		
消防署長(市町村長)の、り災証明書または事故証明書	○	○	○	○	○			○	災害貸付の申込みをする場合、必要となります。
損害時の現場写真	○	○	○	○	○			○	
家財の見積書(原本)等、その他費用が確認できる書類								○	

1 貸付利率

【平成30年1月1日から】

(単位：%)

区分(基準利率)	普通貸付住宅貸付特別貸付	在宅介護対応住宅貸付	災害貸付	東日本大震災に係る特例			高額医療貸付・出産貸付
				既貸付【住宅】	既貸付【災害】	猶予期間	
1.0%以下(※1)	1.26	1.00	0.93	0.64	0.63	0.30	無利息
1.0%超え1.5%以下	1.76	1.50	1.43	1.14	1.13	0.80	
1.5%超え2.0%以下	2.26	2.00	1.93	1.64	1.63	1.30	
2.0%超え2.5%以下	2.76	2.50	2.43	2.14	2.13	1.80	
2.5%超え3.0%以下	3.26	3.00	2.93	2.64	2.63	2.30	
3.0%超え3.5%以下	3.76	3.50	3.43	3.14	3.13	2.80	
3.5%超え4.0%以下	4.26	4.00	3.93	3.64	3.63	3.30	
4.0%超え4.5%以下	4.76	4.50	4.43	4.14	4.13	3.80	
4.5%超え5.0%以下	5.26	5.00	4.93	4.64	4.63	4.30	
5.0%超	基準利率+0.26	基準利率	基準利率-0.07	基準利率-0.36	基準利率-0.37	基準利率-0.70	

共済組合の貸付利率は、地方公務員等共済組合法第77条第4項に規定する退職等年金給付の基準利率に応じて定められており、国債の利回りを基礎として、退職等年金給付に係る積立金の運用状況及び見通しを勘案して、毎年9月30日までに設定する変動利率となります。

なお、現在は※1の利率が適用されております。

2 2つ以上の貸付申込み及びその限度額

貸付金の申込みをするとき、その種類によっては、既貸付分を含め2つ以上の貸付の申込みができます。この場合の貸付金の限度額は、次表のとおりです。

貸付の種類	限度額
普通貸付+住宅貸付	住宅貸付の限度額
普通貸付+災害住宅貸付	災害住宅貸付の限度額
普通貸付+災害再貸付	災害再貸付の限度額
普通貸付+特別貸付	住宅貸付の限度額
特別貸付+住宅貸付	一つの特別貸付の限度額+住宅貸付の限度額
特別貸付+災害住宅貸付	一つの特別貸付の限度額+災害住宅貸付の限度額
特別貸付+災害再貸付	一つの特別貸付の限度額+災害再貸付の限度額
住宅貸付+住宅貸付	住宅貸付の限度額
住宅貸付+災害再貸付	災害再貸付の限度額
災害家財貸付+災害住宅貸付	災害住宅貸付の限度額

3 借入状況等申告書について

- (1) 高額医療貸付及び出産貸付を除く全ての貸付申込み時に提出が必要です。
- (2) 借入状況等申告書には、申込日現在における他の金融機関や共済組合からの既借入れ分及び新規借入れ分をすべて記入します。
- (3) 元金償還据置中の借入れ分は、元利金償還開始時の償還額を記入します。
- (4) 共済組合からの借入れ分には、物資立替償還金も含まれます。
- (5) 他の金融機関からの借入れがある場合は、月々の返済額が確認できる書類も提出してください。

4 貸付金の繰上償還（一部繰上、全部繰上）

希望により、未償還元金の全部又は一部を随時繰り上げて償還できます。

ただし、入学・修学貸付のうち元金の償還を据置きしているときには、全部の償還のみできます。

5 育児休業者・介護休業者にかかる償還猶予

貸付を受けている方が、次の法律の規定により、育児休業（部分休業は除く）または介護休業を取得するとき、その休業期間中の償還を猶予できます。希望する場合は、償還猶予希望申出書等を提出してください。

●「育児・介護休業法第2条第1号」もしくは「地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項」

●「育児・介護休業法第11条第1項」

6 退職及び異動する方の取扱い

(1) 退職の場合の償還方法

退職の時点で、貸付金及び物資立替金の未償還残高がある場合は、退職手当金からの控除により全額償還をしていただきます。

また、退職手当金から控除しても未償還残高がある場合には、共済組合から各個人の自宅へ直接、振込依頼書を郵送しますので、金融機関からのお振込みによる方法で償還してください。

なお、再任用職員として組合員資格を継続する場合であっても、現職を退職して退職手当金が支給される際に控除により全額償還をしていただきます。

(2) 他の共済組合に転出する方の場合

他の共済組合へ転出する方は資格喪失となりますので、貸付金の未償還残高がある方は全額償還となります。償還方法は、共済組合から各個人の自宅へ直接、振込依頼書を郵送しますので、金融機関からのお振込みによる方法で償還をしていただきます。

なお、転出先の共済組合で貸付金の借替えを行う方で、そのお手続きに「貸付金残高証明書」が必要な場合は、共済事務担当課にお申し出ください。担当課経由で証明書発行依頼書の送付を受け次第、発行いたします。

(3) 他の共済組合から転入する方の場合

① 貸付金の借替えが必要な方は、前の共済組合が発行する残高証明書が必要となります。

② 貸付金の借替えの際は、それぞれの共済組合で貸付金額の単位が異なることから、貸付金額の端数整理があります。各貸付種別の単位未満の金額については貸付できませんので、ご注意ください。

7 高額医療貸付及び出産貸付

高額医療貸付及び出産貸付については、申込書が届き次第、随時審査、決定及び送金します。ただし、次の制度を利用される方は貸付対象となりません。

- 高額医療貸付：「限度額適用認定証」の交付を受けている方
- 出産貸付：出産費・家族出産費の「直接支払制度」または「受取代理制度」を利用される方

8 団体信用生命保険事業

この事業は、全国市町村職員共済組合連合会で行なっている共済組合の組合員を対象とした団体信用生命保険です。この事業には次の2種類があります。

(1) 団体信用生命保険（だんしん）

組合員が貸付金の償還中に万一死亡または高度障害状態となった場合、保険金で貸付金残高を返済し、退職手当をご本人及びその家族のために確保する保険制度です。

(2) 債務返済支援保険

団体信用生命保険に加入する組合員が、病気や障害などにより就業不能となった場合、月々の返済金相当額を保障する保険制度です。

9 借受け後の提出書類

(1) 「借用証書」と「印鑑証明書」

貸付を受けた方は、貸付決定通知書を受領後、7日以内に借用証書及び印鑑証明書を提出してください。

(2) 「完了報告書」

住宅、災害、特例災害、在宅介護対応住宅貸付を受けた方は、建築、工事、購入完了後、完了報告書等の提出が義務付けられております。提出書類は「借受け後の提出書類一覧表」のとおりとなります。提出期限は、貸付決定通知書を受領後1年以内となっております。

なお、未提出の場合は、全額償還を請求する場合がありますので、ご注意ください。

また、他の共済組合から転入し、貸付金の借替えをした方は提出の必要はありません。

(3) 所有権保存登記後の「登記事項の全部の証明書」

【借受け後の提出書類一覧表】

貸付種別等	提出書類
普通貸付、特別貸付、 災害家財貸付 高額医療貸付、出産貸付	● 上記 (1) の書類 ※ 普通貸付は借受後、支払いが済み次第、領収書（原本）を提出してください。
住宅貸付 災害住宅（再）貸付 特別災害（再）貸付	新築・増築 改築・修理 ● 上記 (1) ～ (3) の書類 ● 「住民票」の原本（申込時同居予定家族全員分）
	10㎡未満の 増改築、修理 ● 上記 (1) ～ (2) の書類 ● 工事該当部分前後の写真
住宅または 敷地の購入	● 上記 (1) ～ (3) の書類 ● 「住民票」の原本（申込時同居予定家族全員分） ※ 敷地購入で貸付を受けた方は、新築住宅へ居住後に「住民票」を提出してください。
在宅介護対応住宅加算	● 上記 (1) ～ (2) の書類 ● 在宅介護対応部分の写真 ● 「住民票」の原本（申込時同居予定家族全員分） ※ 「住民票」は、在宅介護対応住宅加算貸付を単独で借受けた場合、提出していただきます。

10 抵当権の取扱いについて

平成26年度以降に行う貸付については抵当権の設定を求めず、平成25年度以前に行った貸付についても抵当権の設定を要しないこととなりました。

現に設定されている抵当権については、希望により全額償還前であっても抹消することができます。希望される場合は各所属所の共済事務担当課を通じて申出書を提出してください。また、これまで通り全額償還後に抹消する場合は、借用証書と一緒に自動的に解除に係る書類等を発行します。

この事業は、組合員の皆様が日常生活に必要な物資を共済組合が指定する販売店（指定店）から店頭・巡回販売等により物品等を購入したとき、その購入代金を共済組合が立て替えてお支払いする事業です。

ご利用された組合員の方には、毎月の給料等からの天引きにより立替金を償還（返済）していただきます。

1 利用資格

組合員の資格を取得した日（任意継続組合員を除く）から利用できます。

2 指定店と販売品目

(1) 利用できる指定店

別冊の『ご案内』に掲載の販売店・営業所等をご利用ください。

(2) 販売品目

指定店が取り扱う販売品目は、次のとおりです。

ア 一般物資 家庭電化製品、寝具、衣料品、時計・貴金属類、タイヤ、自動二輪車、自転車等々。

イ 自動車物資 普通自動車、軽自動車（自動二輪車を除きます。）

3 利用方法

(1) 所属所の共済事務担当課から、共済事務担当の方の確認と所属所長の承認を得て、購入品目に合う購入票を受け取ってください。

ア 一般物資を購入するとき 一般物資購入票

イ 自動車を購入するとき 自動車購入票

(2) 利用する指定店に対して、事前に共済物資事業を利用する旨を伝え、所定事項を記入・押印した購入票を、購入時又は契約時にお渡しください。

4 立替金額と限度額

(1) 一般物資 最低額1万円、千円単位で最高80万円

(2) 自動車物資 最低額10万円、5万円単位で最高300万円

(3) 一般物資と自動車物資の併用 合計で最高300万円

※ 千円未満（一般物資）又は5万円未満（自動車物資）の金額については、購入時又は契約時に指定店に直接お支払いください。

5 立替金の償還

(1) 一般物資の償還

ア 定例償還（毎月）

購入した月の翌々月から最高24か月以内に償還していただきます。

1回の償還金額は、3千円以上千円単位で設定し、同じ額を毎月償還していただきます。（同じ償還金額にできない場合は、初回の償還金額で調整することになります。）なお、ボーナス償還も併用できます。

イ ボーナス償還（6月、12月）

ボーナス月の償還金額を、定例償還額の設定とは別に1回1万円以上（千円単位）で回ごとに設定し、償還することができます。ただし、毎月の償還額がなくボーナス月のみで償還することはできません。

ウ 償還金額を設定するときは、定例償還及びボーナス償還あわせて立替金額の2分の1の額が、最初の12か月以内に償還となるよう設定してください。

(2) 自動車物資の償還

購入した月の翌々月から最高84か月以内で、償還していただきます。償還方法は、次の3通りありますのでいずれかを選択してください。なお、償還回数と1回あたりの償還金額は、償還方法にあわせて決められていますので、利用者ご自身での設定はできません。

① 月賦償還（給料からの償還）

② 3倍型ボーナス併用償還

③ 5倍型ボーナス併用償還

(3) 繰上償還

一般物資、自動車物資ともに繰上償還が可能です。

ただし、一般物資では全額繰上償還のみ可能です。

自動車物資は、全額繰上償還のほか、償還希望額に合わせた額の一部繰上償還が可能です。

6 手数料

(1) 一般物資の手数料

組合員負担はありません。

受託商品手数料（指定店負担）

立替金額（販売代金）の5.0%

(2) 自動車物資の手数料

ア 立替手数料（組合員負担）

立替金残高に対し、年利率2.0%を乗じた額

イ あっ旋手数料（指定店負担）

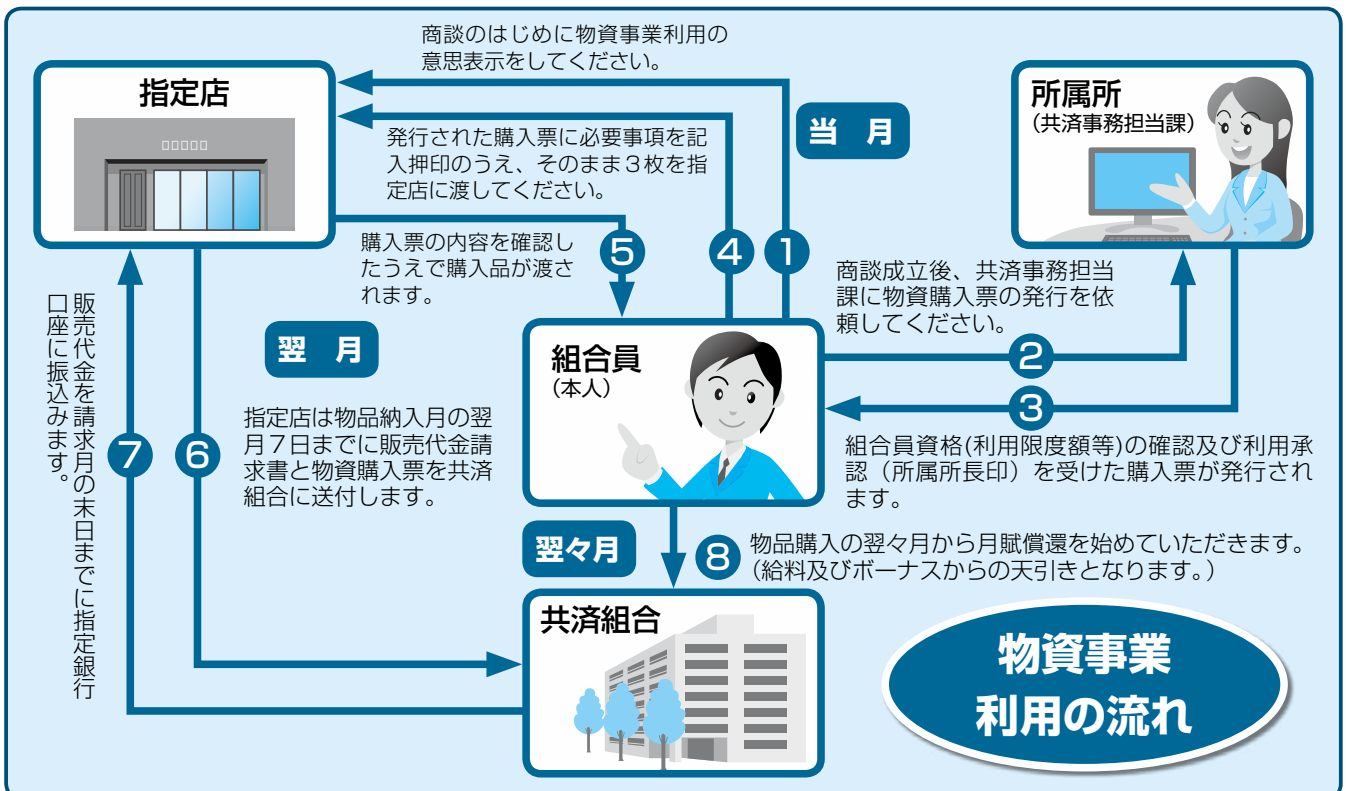
普通自動車 1台につき7,500円

軽自動車 1台につき2,500円

7 利用上の注意

(1) 購入票の物資代金立替利用額の訂正は、無効です。再発行を受けてください。

(2) 購入票の記入・押印漏れがないように、提出前によく確認をお願いします。



貯金事業は、組合員の皆様からお預かりした大切な資金を安全かつ効率的に運用し、その運用益を市中金利よりも有利な利率で還元することで、組合員の皆様の資産形成・生活設計にお役立ていただくことを目的とした事業です。

1 貯金の種類と積立方法

- (1) 貯金の種類は、積立貯金です。
- (2) 積立方法は、以下の3種類です。
- ①定例積立…毎月の給与から天引きして預け入れ
 - ②賞与積立…6月、12月の賞与から天引きして預け入れ
 - ③臨時積立…資金に余裕ができたとき臨時に預け入れ
- ※ いずれも1回の積立金額は、1,000円以上500円単位です。

2 加入と脱退

- (1) 加入資格
- 組合員
 - 任意継続組合員（ただし、退職時に貯金事業に加入していた方のみ継続可能です。なお、払戻しはできませんが、新たな積立はできません。）
- (2) 新規加入の手続きについて
- 「貯金加入申込書兼受取口座届書」を所属所の共済事務担当課を通じて提出してください。
- (3) 脱退（解約）
- ①口座を閉鎖し全額払戻しをしたとき
 - ②退職及び他共済組合への異動等により組合員の資格を喪失したとき
(任意継続組合員の方はその資格を喪失したとき)
- (4) 脱退（解約）の手続きについて
- 「貯金払戻請求書」を所属所の共済事務担当課を通じて提出してください。
- ※ 請求事由欄の【解約】及び【口座を閉鎖し全額払戻】または【退職による全額払戻】のどちらかにレ点をつけ、払戻金額欄は空欄のまま提出してください。

3 貯金の利率

利率は、年1.0%です。（平成30年4月1日現在）
なお、金利の変動により利率を改定する場合があります。

4 平成30年度組合員貯金締切日及び払戻日

	第1回		第2回		第3回	
	締切日	払戻日	締切日	払戻日	締切日	払戻日
平成30年4月	4/ 3(火)	4/11(水)	4/12(木)	4/20(金)	4/19(木)	4/27(金)
5月	5/ 1(火)	5/11(金)	5/10(木)	5/18(金)	5/23(水)	5/31(木)
6月	6/ 1(金)	6/11(月)	6/12(火)	6/20(水)	6/21(木)	6/29(金)
7月	7/ 2(月)	7/10(火)	7/11(水)	7/20(金)	7/23(月)	7/31(火)
8月	8/ 2(木)	8/10(金)	8/10(金)	8/20(月)	8/23(木)	8/31(金)
9月	9/ 3(月)	9/11(火)	9/11(火)	9/20(木)	9/19(水)	9/28(金)
10月	10/ 1(月)	10/10(水)	10/11(木)	10/19(金)	10/23(火)	10/31(木)
11月	11/ 1(木)	11/ 9(金)	11/12(月)	11/20(火)	11/21(水)	11/30(金)
12月	12/ 3(月)	12/11(火)	12/12(水)	12/20(木)	12/18(火)	12/27(木)
平成31年1月	1/ 4(金)	1/15(火)	1/10(木)	1/21(月)	1/23(水)	1/31(木)
2月	2/ 1(金)	2/12(火)	2/12(火)	2/20(水)	2/20(水)	2/28(木)
3月	3/ 1(金)	3/11(月)	3/12(火)	3/20(水)	3/19(火)	3/28(木)

※ 「貯金払戻請求書」の受け付けは、各締切日の午前中までに共済組合へ原本が届いたものに限ります。所属所で締切日を設定している場合もありますのでご注意ください。

5 貯金払戻受取口座取扱金融機関

次の金融機関本・支店の普通預金口座を指定してください。

- 七十七銀行 ●仙台銀行
- 東北労働金庫 ●農業協同組合

6 諸変更の手続き

- (1) 積立額の変更（中断・復活を含む）
- 「貯金変更届書」を変更希望月の前月20日までに所属所の共済事務担当課を通じて提出してください。
- (2) 受取口座等の変更
- 「貯金加入申込書兼受取口座変更届書」の届出事由に【口座変更】、【氏名変更】、【口座変更及び氏名変更】または【届出印変更】と記入のうえ所属所の共済事務担当課を通じて提出してください。（随時受付）
- ※ 払戻しと同時に受取口座を変更する方は、「貯金払戻請求書」とあわせて提出してください。

7 利息の計算と組入れ

利息は、年複利で日割計算し、毎年1回、3月31日に元金に組み入れます。

また、年2回、「組合員貯金残高通知書」（9月末残高、3月末残高）を所属所の共済事務担当課経由で送付いたしますので、入払情報や受取口座、残高をご確認ください。

8 税の取扱いとマル優制度について

共済貯金の利息は、利子所得のため、源泉分離課税の対象になります。原則として支払利息（利子所得）額に一律20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、住民税5%）の税率を乗じた金額が源泉徴収税額となり、利息支払い時に控除し納税します。

ただし、少額貯蓄非課税制度（マル優制度）に該当する有資格者（身体障害者手帳の交付を受けている方や遺族年金の受給者等）については、「非課税貯蓄申告書」等、必要書類を共済組合経由で税務署長へ提出した場合に限り、非課税貯蓄の適用を受けることができ、貯蓄額350万円までの利息が非課税となります。（他の金融機関に申告をしている場合は、合算額で貯蓄額350万円までとなります。）

※ 有資格者等、詳細につきましては共済組合ホームページでご確認いただけます。



健康管理者対象研修開催

本組合保養所パレス松洲において、健康管理者・安全衛生委員の方を対象に健康管理者対象研修を2回（第1回：12月5日、第2回：3月12日）開催しました。

この研修は、共済組合と所属所が組合員の健康・疾病傾向の共有を図るとともに、職員が一日のうちの多くの時間を過ごす職場のより良い環境整備に役立ていただくことを目的としています。

第1回には、51所属所中24所属所35名、第2回には、23所属所32名にご参加いただきました。

第1回では、平成28年度に引き続き「職場の健康管理者として知っておきたいこと（基礎編）」として、宮城県成人病予防協会の保健師宇枝真理子講師より労働安全衛生法を踏まえた「職場健康管理のキホン」、同保健師の小幡陽子講師から「知っておきたい！健診結果」と題しお話をいただきました。

第2回では、「これからの健康管理のあり方」として、宮城労働局大井範子講師より「職場の健康管理」と題してお話いただき、その後、本組合より、第2期データヘルス計画と健診データから見る健康課題を説明いたしました。

今後も本組合ではより良い職場環境の構築に役立つ研修の開催を通じ皆さんの健康保持増進に努めてまいります。



←宮城県成人病予防協会 宇枝講師

「職場健康管理のキホン」として、基本の用語の説明から、健康管理のためにすべきことなど、ご説明いただきました。

宮城県成人病予防協会 小幡講師→

「知っておきたい！健診結果」として、健診結果で注目すべきポイントなど、実例を紹介しながらご説明いただきました。



←宮城労働局 大井講師

「職場の健康管理」として、労働安全衛生法をもとにした健康管理について、わかりやすくご説明いただきました。



笑いと感動の
いち日

40代50代輝く女性のための 「ヘルスアップセミナー」開催しました

1月18日、参加者は40歳以上の女性組合員限定、そして講師も女性のみでの女性のための講座「ヘルスアップセミナー」を開催いたしました。参加者は、58名。40代・50代の女性は、からだところが大きく変化します。そのような女性の変化を学び、将来に向けて健康で豊かな生活を送っていただきたいと思い企画したセミナーです。参加者お一人おひとりたくさんの学びをされたようです。

【村口先生：産婦人科の医師として、そして同じ仕事を持つ女性として素敵なお話を伺えました。更年期のこと、女性の病気のことなど女性のからだところについてたくさん教えていただきました。】

【高橋先生：80代とは信じられない！パワフルで素敵な人生の先輩！たくさんの元気をいただきました。参加者がモデルとなり、先生が洋服をコーディネートするファッションは楽しかった！】



(高橋先生に)女の生き方を見せてもらった気がします。生きる力があると年齢は関係ないし、どんなふうにも装えると思いました。



自分の感じている体の変化について、村口先生のお話を聞くことで不安が減りました

参加者の感想

ながらエクササイズ、気軽に始めてみればいいのかと気が楽になりました。隙間時間に気軽にできそうです。実技終了後、肩や腕が軽くなってびっくりしました。



どの先生も、同じ女性として素晴らしい生き方をされているなあと思いました。私も私らしく、楽しんで人生を送りたいと思いました



【入江先生：ながらエクササイズは1回5分では少ないから10分はしてね！簡単にできる運動をたくさん教えていただきました。実技は楽しくて笑っぱなし！体も心もリフレッシュしました。】

【藤本先生：子供一人で食べる「こ食」が増えている！家族と一緒に食事をとる大切さ、和食の素晴らしさなど自分と家族のための食事について考える機会となりました。】

当日の内容

講話『働きざかりの「女性のからだところ」』
講師 村口きよ女性クリニック 院長 村口喜代先生

講話『「自分らしく食べよう」～からだところにやさしいごはん』
講師 巨理町中町児童クラブ館長 管理栄養士 藤本由紀子先生

実技『ながらエクササイズでスマートエイジング』
講師 (公財) 仙台市健康福祉事業団 健康運動指導士 入江徳子 先生

講話『装いはあなたを語る』
講師 ブティック ひろ オーナー 高橋弘子 先生

骨密度測定

『第2期データヘルス計画』を策定しました

本組合の保健事業は、「第1期データヘルス計画（平成27～29年度）」に基づき実施してきました。

このたび、第1期計画の期間終了に伴い、これまでの計画の評価を行い、平成30年度から6年間の「第2期データヘルス計画」を策定しました。

今回の計画は、目標である「生活習慣の改善」「病気の早期発見・早期治療」「生活習慣病の重症化予防」を達成するため、重点的に取り組む6つの保健事業と具体的な対応を定めました。

組合員・被扶養者の皆さんの健康保持・増進を図っていくためには、共済組合と所属所が協働して計画を推進することが大切になりますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、「第2期データヘルス計画」は、共済組合ホームページのお知らせに掲載しています。

注) 文中の「共済平均」は、全国の市町村共済など60共済の平均となります。なお、県・学校・警察の共済は除きます。

重点事業

重点1 特定健診・特定保健指導の 実施率向上

- 平成30年度から被扶養者が特定健診を無料で受診できるようにします。
- 所属所と未実施者の情報を共有し、受診勧奨を行います。
- 特定保健指導実施機関を増やし、受けやすい体制を整えます。

本組合の現状等

- ・平成28年度の特定健診実施率は、80.7%で共済平均の81.2%に達していません（42位）。
- ・特定健診の結果、生活習慣病リスク（肥満・高血糖・高血圧・脂質異常・喫煙）を保有する方の割合も共済平均に比べ高くなっています。
- ・メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の方については、特定保健指導を受けて、生活習慣の改善に取り組むことができますが、平成28年度の特定保健指導実施率は、25.1%で共済平均の19.1%を超えているものの（20位）、国の目標値40%に達していません。
- ・特定保健指導を受けた場合、次年度特定保健指導に該当しない率（改善率）は、受けない場合より高いことが分析の結果わかっています。

特定健診の健診結果は、皆さんの「健康保持・増進」のための保健事業を実施する際のベースとなります。また、健康改善には特定保健指導実施が有効です。このことから、確実に特定健診・特定保健指導を受けていただくことが必要です。

重点事業

重点2 生活習慣病の重症化対策 (医療機関未受診者対策)

健診結果から、血糖高値・血圧高値・脂質高値の方へ重症化を予防するため、主治医とご相談いただくよう、受診勧奨通知をお送りします。

本組合の現状等

- ・特定健診の問診表の結果から、収縮期血圧140mmHg以上あるいは拡張期血圧90mmHg以上の医療機関への受診勧奨対象者で、通院はしているが高血圧治療薬の服薬がない方、医療機関未受診の方は、あわせて1,690人いました。
- ・糖尿病の検査、HbA1c6.5%以上の受診勧奨対象者についても、通院はしているが糖尿病治療の服薬の服薬がない方、医療機関未受診の方は、あわせて255人いました。
- ・このうち、医療機関未受診の方は高血圧1,549人・高血糖153人でした。

この状況を放置した場合、脳卒中・心臓病等、命にかかわる病気を発症する危険性があることから、早期に受診してもらうことが必要です。

重点3 各年代に応じた生活習慣 改善の支援

重点事業

40歳未満の方も含めて、生活習慣病の予防、早期発見・早期治療の重要性を知っていただくため、健康状態・疾病傾向に応じて、テーマ別に生活習慣病予防セミナーを開催します。

本組合の現状等

- ・重点1にもあったとおり、生活習慣病リスクを保有する方の割合は共済平均に比べ高くなっていますが、肥満でない方についても生活習慣病リスクを保有する割合が共済平均より高くなっています。
- ・メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）でない方は、特定保健指導の対象とならないため、生活習慣改善等の支援を受けることができません。
- ・分析の結果から、高血圧症・糖尿病・脂質異常症といった生活習慣病の医療費は40歳代以降、急に増加する傾向にあります。

生活習慣病は、予防できる病気であることが近年の研究で分かっていることから、生活習慣改善の支援が必要です。

重点4 メンタルヘルス対策の強化

重点事業

従来から行っているメンタルヘルス電話相談や各種セミナーをさらに活用していただくよう周知します。

本組合の現状等

- ・メンタルヘルス系疾患は全年代に見受けられます。
- ・国もストレスチェック制度を導入するなどメンタルヘルス対策に本腰を入れています。

重点5 医療費適正化対策

重点事業

- ジェネリック医薬品利用差額通知を引き続き対象者に送付し、ジェネリック医薬品転換への協力をお願いします。
- お配りしているジェネリック希望シールを活用していただくよう、広報で周知を行います。

本組合の現状等

- ・重点2にもあったように、医療機関への受診勧奨は、一時的に医療費を増加させる可能性があります。このため、ジェネリック医薬品の使用割合を増加させることにより、医療費の伸びを抑えることが期待できます。
- ・国では2020年9月にジェネリック医薬品の使用割合を80%としています。

本組合では、皆様のご協力により、平成29年1月以降70%を超えておりますが、さらに使用割合を向上させる必要があります。

重点6 所属所とのコラボヘルス (協働)の推進

重点事業

所属所における事業のアンケートを実施して、状況の把握を行います。

コラボヘルスとは

本組合と所属所が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、組合員等の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行することです。

このため、各所属所で行われている労働安全衛生法に基づく健康保持・増進のための事業の把握と本組合と所属所及び所属所間においての情報共有と協働について検討を行うため、アンケートを行います。ご協力をお願いいたします。

平成30年度

特定健診が始まります！

毎年40歳以上の皆さんに受診していただいております特定健診が今年度も始まります。
特定健診の受診方法は次のとおりです。

働いている人(組合員)

労働安全衛生法に基づく「職場の健診」や「人間ドック」には「特定健診」の健診項目が含まれていますので、これらを受けると「特定健診」を受けたことになります。

ご家族(被扶養者)

対象となる被扶養者に受診券を発券します。お住まいの市町村が行う特定健診会場、共済組合が契約する健診機関で受けてください。受診の際は、保険証・特定健診受診券を持参してください。

受診券は5月初旬にお届けします

- 特定健診の日時・会場はお住まいの市区町村の広報・窓口でご確認ください。
- 特定健診とがん検診を同時に受診することもできます。詳しくはお住まいの市区町村の広報・窓口でご確認ください。
- 共済組合が契約した健診機関は共済組合ホームページ(5月初旬掲載予定)をご覧ください。共済組合福祉課、各所属所の共済事務担当課へお問い合わせください。

今年度は次の点に変更！

！自己負担が無くなりました

これまで、受診の際に1,000円を自己負担として徴収しておりましたが、今年度より無料で受診することができます。

！年度末まで受診が可能となりました

これまで、有効期限は翌年1月31日としておりましたが、翌年3月31日まで受診することができます。

健診項目

■**必須項目** 質問項目(服薬歴・喫煙歴等)、身体計測(身長・体重・BMI・腹囲)、理学的検査(身体診察)、
血圧測定、血液検査(脂質検査(中性脂肪・HDL、LDLコレステロール)、血糖検査(空腹時、
随時血糖またはHbA1cのいずれか)、肝機能検査(GOT・GTP・γ-GTP))、尿検査(尿糖・
尿蛋白)

■**詳細健診項目**(医師の判断により実施) 心電図検査、眼底検査、貧血検査(赤血球・色素量・ヘマト
クリット値)、血清クレアチニン及びeGFR

健診結果は健診機関から皆さんへ直接送られます。また、共済組合へも健診結果が提供され、生活習慣病(高血圧症・糖尿病・脂質異常症)になる危険の程度により「積極的支援」「動機付け支援」「情報提供」に分け、「積極的支援」「動機付け支援」の方へは特定保健指導利用券をお送りし、特定保健指導をご案内します。

※特定保健指導を受けた方は、次年度の結果で特定保健指導の対象とならない(改善)割合が、受けなかった方より高いことが、本組合データヘルス計画の分析より分かっています。

◎問い合わせ先 福祉課保健係 TEL 022-263-6413

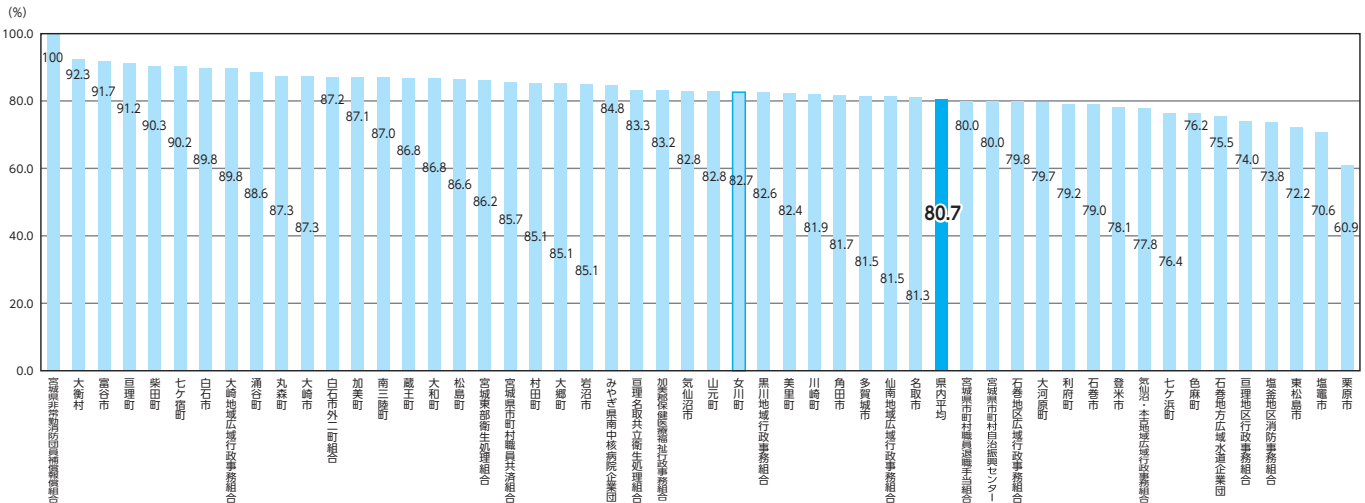
お詫び

共済のあゆみ236号(平成30年1月)の5ページでお知らせいたしました「平成28年度 各所属所の特定健診等実施状況」の1 特定健診の状況①全体の特定健診受診率、②組合員の特定健診受診率におきまして、女川町の受診率データに誤りがありました。

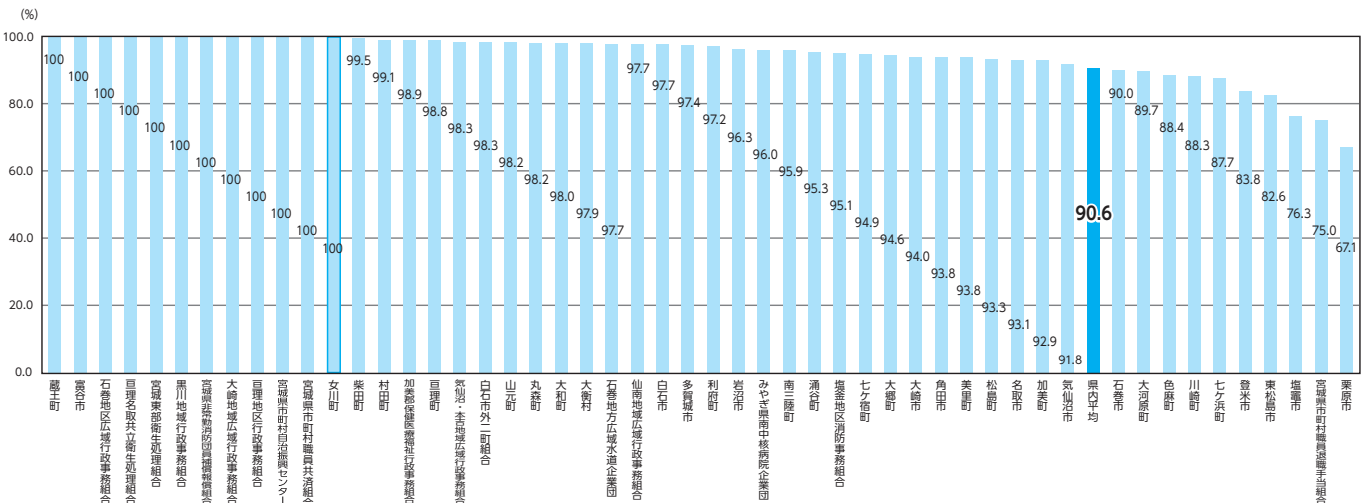
ご関係者の皆様にお詫び申し上げますとともに、以下のとおり、訂正したグラフを掲載いたします。

1 特定健診の状況

① 全体の特定健診受診率



② 組合員の特定健診受診率 (人間ドック・事業主健診を受けた方の状況)



第41回 らくらく禁煙コンテスト 参加者募集!!

喫煙での悩み、らくらく禁煙コンテストに参加して解消してみませんか？



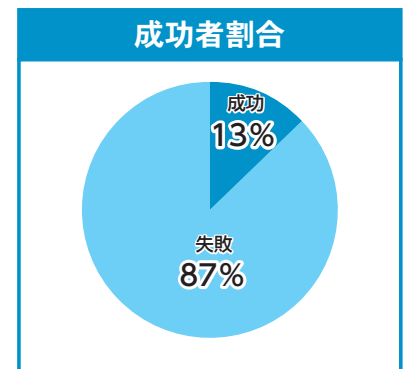
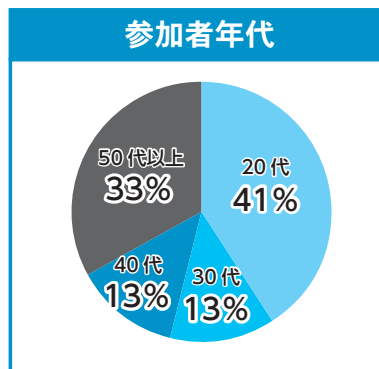
3大死因（がん、心臓病、脳卒中）と喫煙は、密接に関連しています！禁煙は、病気のリスクを軽減します！

1. 内容

公益財団法人日本対がん協会が主催（事務局：株式会社法研）する『第41回らくらく禁煙コンテスト（平成30年7月18日から開始）』へ参加いただき、タバコのない生活を目指していただきます。（募集は年2回、次回は10月に募集を行います。）

2. 実績

過去3年間の実績をみると、参加者年代は、20代30代の若年層組合員で半分以上を占めており、若い方の健康意識の高さが伺えます。成功者については13%となっております。



3. みなさまへ

前号の共済のあゆみ236号（平成28年度各所属所の特定健診等実施状況「5組合員の喫煙状況」）でお知らせしたとおり、本組合のみなさまの4人に1人が喫煙者です。自分のため、ご家族のため、禁煙で健康へ一歩踏み出しましょう！

4. 対象者と利用者負担額

組合員 1人当たり1,000円

5. 応募方法

下段の参加申込書をコピーし、必要事項をご記入のうえ、平成30年5月31日(木)までに共済組合まで、直接もしくは共済事務担当課を通してご提出ください(FAX可)。締切り後に参加費納付書を送付します。

同コンテスト開催期間が近づきましたら、ご指定の住所へ教材等を株式会社法研から送付いたします。

らくらく禁煙コンテスト参加申込書（締切日：平成30年5月31日必着）

所属所名		組合員証記号番号	
組合員氏名			
資料送付先住所 (ご自宅希望の場合) ご記入ください	〒		TEL

※送付先住所に記入がない場合は、共済事務担当課へ送付いたします。

わくわく

サマープランでリフレッシュ!

1部屋増えました!!

夏休み期間7月21日(土)から8月25日(土)の間、千葉県市町村職員共済組合宿泊施設「オークラ千葉ホテル」を1泊1部屋5,000円で宿泊できるプランが今年もはじまります!

1部屋5,000円ですから、2人で利用すれば1人あたり2,500円。3人で利用すればさらにお得!

オークラ千葉ホテルからは、人気ショッピングスポットが集まる海浜幕張へは電車で10分、人気テーマパークのある舞浜までは、車で1時間ほどで到着します!(ホテル駐車場は無料です。)

ご用意したお部屋は、最大おとな3名様利用可能な「スーペリアツイン」(3名様ご利用の場合は、補助ベッドをご用意いたします)。昨年までは、1日あたり、2部屋ご用意しておりましたが、ご好評につき、今年は3部屋ご用意いたしました。多くのおみなさまにご利用いただければと思います。

ぜひ、今年の夏休みは、「わくわくサマープラン」でご家族やご友人と楽しいひとときを過ごしてみませんか?

予約方法

ご自分の組合員証
(保険証)を準備

「オークラ千葉ホテル」
Tel043-248-1111
へ、電話
「わくわくサマープラン」
とお伝えください。

組合員証おもて面
「保険者番号・記号・番号」
の数字をお伝えのうえ、お申込み
ください。

- ※ この事業は、組合員及びその家族の心身の健康保持・増進を目的としております。ご利用できる方は、組合員とその家族並びにその同行者になります。
- ※ ご予約は先着順とさせていただきます。
- ※ このプランは「宿泊施設利用助成券」と併用できません。

昨年度は、36日間72部屋の借上げに対し
69部屋180名の利用で、利用率は、**96%**でした。



医療機関・物資指定店・施設情報

○新たに人間ドックの契約機関となりました。

医療機関名	所在地	電話番号
イムス仙台クリニック	仙台市青葉区一番町2-4-1 仙台興和ビル4階	022-262-9331

○新たに脳検診の契約機関となりました。

医療機関名	所在地	電話番号
厚生仙台クリニック	仙台市青葉区柏木1-5-45	022-727-7667
広南病院	仙台市太白区長町南4-20-1	022-248-2131

○新たに一般物資の指定店となりました。

物資指定店名	取扱品目
(株)早坂サイクル商会	自転車・自動二輪車
松島メモリーランド	墓石、関連商品

○平成30年3月31日で営業を終了いたしました。
レイクサイド入鹿：愛知県市町村職員共済組合

○施設の休館情報

大洗鷗松亭：茨城県市町村職員共済組合 平成30年4月6日～平成30年4月26日
黒潮荘：千葉県市町村職員共済組合 平成29年9月1日～平成30年4月30日
えひめ共済会館：愛媛県市町村職員共済組合 平成30年4月1日～平成30年8月31日

こころのお悩み ひとりで悩まず、相談してみませんか？

プライバシー
厳守

組合員・ご家族
みなさまで
ご利用ください

携帯電話からも無料です

0120-169-164

受付時間 平日9:00～21:00 土曜日10:00～18:00

(日・祝日、1/1～3は休み)

お仕事や、ご家庭の問題だけでなく、落ち込んでいる同僚への接し方など、困ったときはおひとりで抱え込まず、まずは相談してみませんか？電話相談だけでなく、直接相談しづらい場合にはWEB相談をお使いください。またご相談内容によって、面接相談をご案内いたします。臨床心理士、精神保健福祉士などの専門スタッフがお答えいたします。

また、WEB相談ページには、よくある相談事例や、健康まめ知識、セルフチェックコーナーもごさいますので、まずは、ログインしてみたいかがでしょうか。

健康・こころのオンライン

ログイン用ID

kyosai-miyagi

→ログイン

共済組合ホームページからもアクセスできます。



今すぐ相談したいときに

上記のフリーダイヤルから、お電話ください。

直接会って相談したいときに

ご相談内容に応じ、お近くの提携機関での面接をご案内します。

面接相談は、1回当たり1,000円です。

直接は相談しづらいときに

直接相談しづらいときは、WEB相談をご利用ください。

組合会議員

第2区 熊谷 大氏

(利府町長) が当選

市町村長である組合会議員で理事の鈴木勝雄氏(第2区選出・利府町長)が平成30年3月1日に町長職を退任したことに伴い、去る3月28日に議員補欠選挙が行われ、熊谷 大氏(利府町長)が当選し、組合会議員に就任されました。

任期は前任者の残任期間で、平成30年11月30日までとなります。



人事異動のお知らせ

平成30年4月1日

氏名	異動後	異動前
天 野 隆 宏	福祉課長補佐兼保健係長	福祉課保健係長
庄 子 大 樹	保険課主事(新規採用)	—

『平日宿泊利用券』

を使ってパレス松洲にお得に泊まってみませんか？



ご好評をいただいております『パレス松洲平日宿泊利用券』が今年度も通年にご利用いただけます。下の利用券記事を切り取るか、コピーしてご持参いただき、チェックインの際に「パレス松洲利用券」と一緒にフロントにお渡してください。組合員お一人さまあわせて5,000円を助成します。「松洲膳コース(基本)」ですと5,800円(組合員料金)のお泊り代となって、お得です。『癒し空間』パレス松洲で、平日に贅沢なひとときを過ごしてみたいはいかがですか？

パレス松洲

平日宿泊利用券

1,000円

ご利用期間

平成30年4月1日から
平成31年3月31日まで
の日曜日から金曜日
(休祝祭日の前日、12月28日から
1月2日の期間を除きます。)

(※ 別居の3親等内親族の方は)
500円

※ この券は、本組合の組合員及びそのご家族の方が、期間内の平日に1泊2食付で宿泊されたときに、ご利用になれます。
※ チェックインの際に「パレス松洲利用券」と一緒に提出してください。

組合員	名
扶養・同居家族	名
3親等内親族(別居)	名

特別な日にもある、
特別な日にもある、



お誕生日や結婚記念日、
大事な人にいいことがあった日——
パレス松洲で、お祝いしませんか？
おいしいお料理と特別な眺望、
くつろぎの空間をいつも用意して、
ご来館をお待ちしています。

宮城県市町村職員共済組合保養所

パレス松洲

宮城県松島町高城字浜38

Tel. 022-354-2106 Fax. 022-354-4020

www.palace-matsushima.jp

